

江津市過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

島根県江津市

目 次

1 基本的な事項

(1) 江津市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 江津市の行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 事業計画	20

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	25
(3) 事業計画	29
(4) 産業振興促進事項	30
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	30

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 事業計画	32

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	37
------------	----

(2) その対策	4 1
(3) 事業計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 8
(3) 事業計画	5 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 0
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	5 1
(2) その対策	5 2
(3) 事業計画	5 4
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	5 5
(2) その対策	5 6
(3) 事業計画	5 8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 9
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	6 0
(2) その対策	6 0
(3) 事業計画	6 0
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	6 1
(2) その対策	6 1
(3) 事業計画	6 2
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	6 3
(2) その対策	6 3
13 過疎地域持続的発展特別事業分（一覧表） 6 4	

1 基本的な事項

(1) 江津市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然・地理的条件

江津市は、島根県のほぼ中央部に位置し、中国地方一の大河である「江の川」が市の中央部を流れている。北は日本海に面し、南は中国山地の北斜面に位置し、総面積は 268.24k m²であり、島根県の総面積 6,707.86 k m²の約 4.0% を占めている。東は大田市、川本町、西は浜田市、南は邑南町に接し、市の中心部から浜田市までは約 20km、出雲市まで約 70 km、県庁所在地の松江市までは約 105 km の位置にある。

本市の気候は、気温・降水量とも穏やかで、山陰型気候の中でも比較的北九州型気候に近く温和であるが、近年では冬期における日本海特有の風と波の影響を受け、海岸侵食と河口閉塞が生じている。

主要な道路網は、幹線道路として浜田自動車道とリンクした江津道路及び県道浅利渡津線が市の東部まで伸びており、東西を結ぶ一般国道 9 号が海岸線に沿って走り、南北を結ぶ国道 261 号と市の中央部で T の字に交差している。

また、山陰高速自動車道の部分開通により県庁所在地の松江市まで約 2 時間、中国地方最大の都市である広島市まで約 1 時間 30 分を要する。

鉄道は、東西に向け日本海側を J R 山陰本線が通っている。

イ 歴史的条件

本市は、中国地方一の大河、江の川の河口を中心として開けたまちである。

市内の海岸砂丘地帯からは古墳や遺跡が発見され、万葉の歌人柿本人麻呂の和歌にも市内の地名が登場するなど、古くから経済文化が開けたことがうかがえる。市の中心を流れる江の川は、古来、陰陽を結ぶ交通運輸の要で、その河口の江津湊は、江の川の舟運と日本海への海運との結節点として栄え、河岸には船問屋が立ち並び、江戸時代中期には全盛を誇っていた。

昭和 5 年(1930 年)、国鉄三江線の敷設により江の川の舟運は衰退してきたが、この豊富な水は本市の大きな資源として残されている。また、市域からは、良質な粘土資源が産出され、古くから窯業を中心とする地場産業が栄えてきた。

昭和 29 年(1954 年) 4 月 1 日に江津町外 8 町村が合併して市制を施行し、「江津市」が発足し、その後昭和 31 年(1956 年)まで境界変更を行い、井沢・清見・上有福・本明地区を編入し、平成 16 年(2004 年)に桜江町と合併して、現在の江津市域が確立した。

ウ 社会的・経済的条件

本市は、294 集落(行政区)からなり、約 260 の自治会がある。自治会によつ

では人口の偏りが顕著で、人口減少による過疎化と少子高齢化が進行しており、その傾向は市域の約8割を占める農山漁村地域に集中している。

また、294集落（行政区）のうち、集落機能の存続が難しい小規模高齢化集落いわゆる限界集落（高齢化率50%以上、戸数19戸以下）は21集落（2019年度集落調査）も発生している。

これらの地域では、空き家や耕作放棄地が増え続け、その管理が周辺住民にとって深刻な問題となっている。

本市の主要な地場産業である石州瓦に代表される窯業・土石製品産業においては低迷が続いている、建設業においても廃業等により雇用の場が失われている。

アベノミクス・円安等による好景気の影響は地方では実感されておらず、製造業を中心とした企業は順調であるものの、若年層を中心とした生産年齢人口の減少や職種のミスマッチにより、必要な求人を充足できない業種が固定化しつつあり、外国人特定技能者の雇用も増えつつある。

市内には、病院3、一般診療所23、歯科診療所8の医療機関があり、地域医療を支えている。しかし、医師の高齢化などを理由とする診療所の閉鎖や訪問診療の減少など在宅医療を支える機能低下が危惧されている。

また、圏域医療の中核を担っている済生会江津総合病院においても、常勤医師の減少や看護師不足による診療科の休廃止、病棟の閉鎖、病床の削減や救急診療の一部休止などにより、地域医療を取り巻く状況が非常に厳しいことから、地域医療連携推進法人「江津メディカルネットワーク」を立ち上げ、済生会江津総合病院と市内診療所で医師の相互交流と診療所後継者的人材確保に努めている。

今後は、市内のみならず、圏域内での医療連携や機能分担などにより医療提供体制の安定化を図っていくことが求められている。

日常生活用品及び雑貨の購入は、インターネット通販や郊外に全国展開するコンビニエンスストア・ドラッグストアが中心となっており、価格競争に対抗できない地元商店の購買率は年々低下している上に、高齢化・人口減少に伴い域内需要そのものも減少している。商店の廃業と地元購買力の低下が負のスパイラルとなり、食料品や日用品を供給する商業機能のさらなる衰退が懸念されている。

住宅事情については、空き家バンク登録制度を活用した、市外出身者やU.I.ターン者を積極的に受け入れる取り組みを行っているが、高齢化などの進行により空き家の増加が目立ってきており、今後これらが放置されたままになると景観面だけでなく防災上の観点からも重大な影響を及ぼす恐れがあることから、その対策が求められている。

②過疎の状況

ア　これまでの対策とその評価

本市は、平成 16 年 10 月 1 日に過疎地域であった旧桜江町と非過疎地域であった旧江津市とが合併し、現在の江津市となった。この時点においては、合併特例に定める要件により一部過疎地域とされた。その後、平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、旧江津市を含めた全域が過疎地域指定を受けている。

この間、桜江地域においては、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、4 次にわたる過疎法により過疎地域の指定を受け、過疎債を活用した上下水道や道路、農業基盤、学校、保育所、住宅整備など様々な生活基盤の整備が行われ、住民福祉の向上に寄与してきた。

その結果、人口減少に一定の歯止めがかかってはいるものの、依然として減少傾向にある。

一方で、江津地域においては、桜江地域と同様に生活基盤整備の遅れた農山漁村地域を抱えつつも、脆弱な財政基盤のため、その対策が満足に講じられず同一市内にあっても格差が生じていたが、全域指定に伴う過疎債の活用によって、遅れていた基盤整備も出来つつある。さらに浜田自動車道とリンクした江津道路、県道浅利渡津線等のインフラ整備が行われたことにより、江津工業団地への企業の進出や観光振興等も進んでいる。

こうした中、「まち・ひと・しごと創生江津市版総合戦略」による人口減少対策事業を中心に過疎債を有効活用し、過疎対策を着実に進めている。その結果、人口の社会動態が抑制傾向にあり、人口減少に抗うことが出来てきている。

また、合併以降、文化・健康・福祉・医療・居住等の都市機能の集積を図ってきた「シビックセンターゾーン」の整備や、本市において長年の懸案であった江津駅前再開発を行う「駅前ゾーン」の整備、大型共同店舗や小売店舗が立地し、商業集積地となっている「商業集積ゾーン」の 3 つのゾーンを「中心市街地の 3 つの核」として、本市のにぎわいと交流を創出する取り組みを推進している。

併せて市内の全地区において地域コミュニティ(住民自治)組織が立ち上がり、住民が地域課題に根差した活動を主体的に行うとともに、行政と協働して地域の暮らしを守る取り組みを進めている。

イ　今後の見通しと対策

今後の過疎対策は、社会インフラの整備は勿論、企業にとって必須な情報インフラの整備が重要であり、都市との情報格差を埋めていかなければならない。そして過疎地域の労働力不足を補うため、5G による無人化や遠隔操作技術を各分野に展開し、持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

また、社会インフラ整備についても継続的に進めていく必要があり、特に山陰道については、現在事業中の山陰道福光・浅利道路が完成することにより、市内

高速道路ネットワークが構築され、県東部や山陽、関西方面からのアクセス性が向上し、企業誘致や観光面で新たな振興策を講じることが可能となるため、早期開通を要望する必要がある。

本市においては、令和2年3月に「第6次江津市総合振興計画」を策定しているが、その重点プロジェクトとして「第2期江津市版総合戦略」を位置づけ、過疎問題の根幹である人口減少対策に一層取り組んでいく。

この中において、本市のめざす将来の姿は、地域自らを磨いて、市内外の人に「選ばれる地域になる」ことであり、都市部の人々が様々な可能性を求めて本市に移住する流れをつくり、かつ、この地に暮らす人々が仕事や地域おこしなど、新たな活動や価値の創造に果敢に挑む風土を醸成することで「江津に住みたい！」「江津に住んで良かった。」と言われるまちを目指すものであるとしている。

そのため、本市の持つ地域資源を活用した多様で魅力ある雇用の場の創出や起業に向けた支援、若者がこのまちに定住し、結婚して安心して子どもを産み育てられる環境の整備、このまちで生まれた子どもたちは、地域ぐるみで育て、自ら学び、自ら考え、行動する力を身につけ、目まぐるしく変動する現代社会で「生きる力」を養うための施策の推進など、定住を促す環境づくりが今後の課題である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

本市の人口（国勢調査）は、昭和 35 年度には 41,248 人であったが、55 年後の平成 27 年度は 24,468 人と大幅に減少している（減少数 16,780 人、減少率 40.7%）。

さらに平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間の転入・転出による社会動態、出生・死亡による自然動態を見ると、社会動態では社会減の年度が多い中、平成 26 年度には 14 人増と半世紀以上続いた社会減が社会増に転じ、令和元年度においては 82 人の社会増となった。また、自然動態では毎年 200 人以上が減少しており、社会動態が増加に転じた平成 26 年度、令和元年度においても、人口は減少しており、人口減少に歯止めがかかってない。

人口構成においては、15 歳未満の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が人数、構成比ともに依然減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢人口は、昭和 35 年度と平成 27 年度と比較すると 5,088 人増加している。また昭和 35 年度に 9.3% であった高齢者比率は平成 27 年度において 36.5% となっており、今後一層人口が減少すると予測されている。

また、本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、令和 22 年（2040 年）に 15,600 人程度まで減少すると推計されている。

本市の独自推計では、令和 22 年（2040 年）までに合計特殊出生率を 2.27 まで段階的に引き上げ、社会動態を毎年△80 人から段階的に△30 人以内に抑える施策を講じることで、令和 22 年（2040 年）の人口が 17,300 人程度で推移すると見込んでいる。

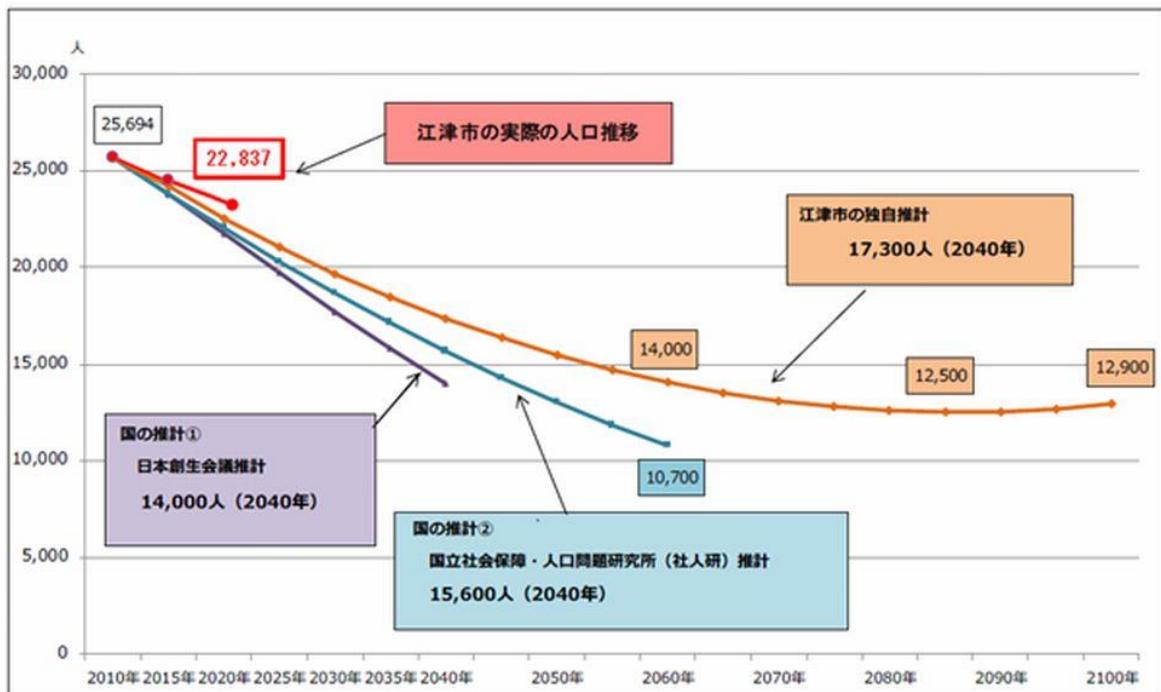
この状況を維持した場合でも、令和 42 年（2060 年）の本市の人口は 14,000 人程度まで減少することが予測されるが、令和 67 年（2085 年）には 12,500 人程度で減少が収束し、その後は微増に転じていくと推計している。

表 1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 41,248	人 32,931	% △ 20.2	人 31,774	% △ 3.5	人 27,774	% △ 12.6	人 24,468	% △ 11.9	
0歳～14歳	13,145	7,058	△ 46.3	5,510	△ 21.9	3,429	△ 37.8	2,760	△ 19.5	
15歳～64歳	24,249	20,941	△ 13.6	19,377	△ 7.5	15,689	△ 19.0	12,745	△ 18.8	
うち15歳～29歳(a)	7,749	5,855	△ 24.4	4,669	△ 20.3	3,766	△ 19.3	2,752	△ 26.9	
65歳以上(b)	3,854	4,932	28.0	6,887	39.6	8,656	25.7	8,942	3.3	
(a)/総数 若年者比率	% 18.8	% 17.8		% 14.7	—	% 13.6	—	% 11.2	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 9.3	% 15.0		% 21.7	—	% 31.2	—	% 36.5	—	

※旧桜江町合算値

表1－1(2)人口の見通し



西暦	国の推計 ① 創生会議 推計	国の推計 ② 社人研 推計	合計 特殊 出生率	社人研推計 +出生率2.27 へ+創生会議 並みの社会減	増減	江津市の 独自推計	人口			
							西暦	増減	自然	社会
2015年	25,694	25,694	1.61	25,694	-2,088	-1,267	-821	25,694	24,184	24,468
2016年	23,752	23,752	1.61	23,784	-1,910	-1,199	-711	24,184	23,855	24,121
2017年	21,741	22,012	1.74	21,739	-2,045	-1,227	-818	22,539	23,526	23,830
2018年	19,689	20,298	1.87	19,825	-1,914	-1,200	-714	21,025	23,197	23,582
2019年	17,715	18,672	2.00	18,057	-1,768	-1,092	-676	19,657	22,868	23,372
2020年	15,814	17,133	2.14	16,430	-1,627	-985	-642	18,430	22,539	
2025年	14,001	15,669	2.27	14,951	-1,479	-927	-552	17,351	22,236	
2030年	14,288	2.27	13,564	-1,387	-869	-518	16,364	21,933		
2035年			13,015	2.27	12,281	-1,283	-773	-510	15,481	
2040年			11,855	2.27	11,109	-1,172	-664	-508	14,709	
2045年			10,798	2.27	10,057	-1,052	-558	-494	14,057	
2050年				9,119	-938	-458	-480	13,519	21,327	
2055年				8,295	-824	-358	-466	13,095	21,025	
2060年				7,585	-710	-258	-452	12,785	20,751	
2065年				6,989	-596	-158	-438	12,589	20,478	
2070年				6,507	-482	-58	-424	12,507	20,205	
2075年				6,139	-368	42	-410	12,539	19,932	
2080年				5,885	-254	142	-396	12,685	19,657	
2085年				5,745	-140	242	-382	12,945	19,414	
2090年									19,169	
2095年									18,924	
2100年									18,679	
									18,430	
									18,219	
									18,004	
									17,789	
									17,574	
									17,351	

(注1) グラフの推計人口は、100未満の数字を切り捨てている。

(注2) 社人研推計は、創生会議推計に比べて、2015年以降の純移動率が0.5倍となっており、社会減がほぼ半減されている。

(注3) 2060年以降の推計については、社人研推計 (+出生率2.27へ+創成会議並みの社会減) の自然増減・社会増減をそれまでの増減傾向で単純延長した増減数と年80名の社会増をもとに算出した。

表1－1(3)年度別人口動態

年 度		社会増減			自然増減			増減
		転入等	転出等	増減	出生	死亡	増減	
H23	2011	713	723	▲ 10	166	424	▲ 258	▲ 268
H24	2012	730	805	▲ 75	168	431	▲ 263	▲ 338
H25	2013	730	901	▲ 171	181	386	▲ 205	▲ 376
H26	2014	778	764	14	171	409	▲ 238	▲ 224
H27	2015	673	803	▲ 130	158	421	▲ 263	▲ 393
H28	2016	683	791	▲ 108	163	402	▲ 239	▲ 347
H29	2017	671	772	▲ 101	150	410	▲ 260	▲ 361
H30	2018	703	751	▲ 48	137	410	▲ 273	▲ 321
R元	2019	842	760	82	117	393	▲ 276	▲ 194
R2	2020	710	815	▲ 105	117	426	▲ 309	▲ 414
平均		723	789	▲ 65	153	411	▲ 258	▲ 324

資料:江津市住民基本台帳

表1－1(4)人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 29,768	—	人 28,193	—	% △ 5.3	人 26,242	—	% △ 6.9
男	13,951	46.9	13,198	46.8	△ 5.4	12,181	46.4	△ 7.7
女	15,817	53.1	14,995	53.2	△ 5.2	14,061	53.6	△ 6.2

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 24,604	—	% △ 6.2	人 22,957	—	% △ 6.7	
男 (外国人住民除く)	11,432	46.5	% △ 6.1	10,823	47.1	% △ 5.3	
女 (外国人住民除く)	13,175	53.5	% △ 6.3	12,134	52.9	% △ 7.9	
(参考) 外国人住民	男 女	59 184	0.5 1.4	—	92 202	0.9 1.7	—

区分	令和3年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 22,529	—	% △ 1.9
男 (外国人住民除く)	10,649	47.3	% △ 1.6
女 (外国人住民除く)	11,880	52.7	% △ 2.1
(参考) 外国人住民	男 女	97 211	0.9 1.8

※旧桜江町合算値

②産業別人口の動向

就業人口は、平成 27 年の国勢調査によると、第 1 次産業就業者は 583 人(5.1%)、第 2 次産業就業者は 2,855 人(25.1%)、第 3 次産業就業者は 7,824 人(68.9%)となっており、前回の国勢調査と比較すると、第 2 次産業、第 3 次産業の就業者が減少している。今後も人口減少・高齢化の進行等に伴い、さらに就業者数が減少するものと予測される。

農業については、平成 27 年度の農林業センサスによると、総農家戸数は 830 戸で、経営耕地面積は 355ha、1 農家あたりの平均経営耕地面積は 0.43ha となっている。

商業については、平成 28 年経済センサスによると、事業所数は 301 店舗、従業者数は 1,482 人、年間売上高は 310 億 7,370 万円となっている。

工業については、平成 30 年工業統計（従業者 4 人以上の事業所）によると、事業所数 53、従業者数 1,599 人、製造品出荷額等は 494 億 7,993 万円となっている。

近年は主要な地場産業である石州瓦に代表される窯業・土石製品産業が住宅の洋風化などの影響を受け長く低迷が続いている。一方、製造業は江津工業団地を中心に新規の企業立地が進み、既存企業も設備増設を行うなど雇用数、出荷額が増えている。

表 1－1 (5) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 20,506	人 16,627	% △ 18.9	人 14,844	% △ 10.7	人 12,409	% △ 16.4	人 11,361	% △ 8.4	
第一次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	47.0	19.6	—	11.3	—	5.3	—	5.1	—	
第二次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	21.8	37.0	—	37.8	—	31.4	—	25.1	—	
第三次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	31.2	43.4	—	50.9	—	63.1	—	68.9	—	

※旧桜江町合算値

(3) 江津市の行財政の状況

①行政

本市の行政機構については、表1-2(1)のとおりで、本庁6部門24課1室4局2センター1支所64係を設置し、令和3年4月1日現在で職員数は3役を除き260名となっている。

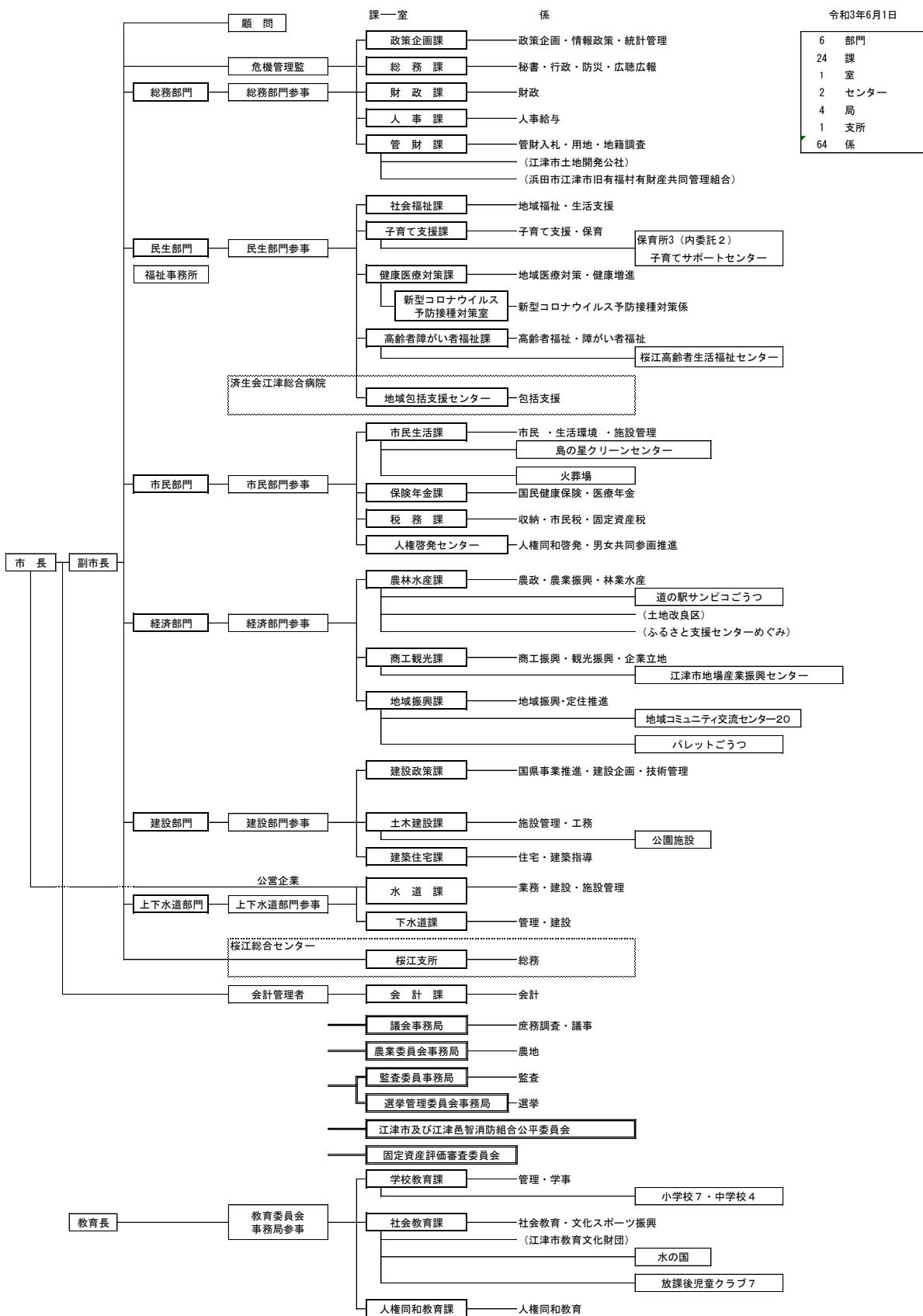
組織体制においては、合併以降は部制を導入し、部内の長期的、横断的な施策の推進を図るとともに、関連性の高い事務事業を効率的に調整するなど重要な機能を果たしてきた。

しかしながら、近年の職員定数の削減に伴う職員数の減少や、階層が増えることによる意思決定の緩慢化などにより見直しが必要となったため、平成27年度から限られた人的資源の中で、より簡素で効率的な組織体制とするため部制を廃止したところである。

また、平成23年8月に第5次江津市行財政改革大綱を定め、多様な行政需要に応えるため、効率的かつ効果的な行財政運営に取り組むとともに、迅速な執行体制と人事管理の徹底、職員研修の強化など資質向上に努め、積極的かつ透明な行政運営に努めている。

表1－2(1)行政機構

江津市組織機構図



②財政

平成 23 年度から「第 5 次江津市行財政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し、自主財源の確保、公共施設の見直し等、行財政改革を進めてきた。

このような中、令和元年度決算の状況としては、「財政健全化判断比率」の 4 指標は、いずれも基準内でクリアしている（実質赤字比率=なし、連結実質赤字比率=なし、実質公債費比率=13.7%、将来負担比率=100.9%）が、経常収支比率は 93.9% と楽観できる状況ではない。

また、令和 2 年度実施の国勢調査においては人口減となり、令和 3 年度以降、本市の歳入の 3 分の 1 以上を占める地方交付税への影響は避けられない。

さらに、新庁舎建設事業、防災行政無線デジタル化事業等大型事業が終了し、今後それらの事業の市債の償還開始により、公債費の増加が見込まれる。

市税等自主財源の乏しい本市にとっては、このような厳しい状況が続いていることを常に念頭に置き、10 年、20 年と存続しうる財務体質にするため、中長期的視点に立った財政運営に努めていかなければならない。

ア 嶸入

本市の歳入総額に占める税収の割合は、令和元年度においては 16.1% となっており、概ね 10% 台半ばを推移している。本市が抱える最大の課題である人口減少の影響、さらに新型コロナウイルスの影響もあり、税収は大幅な增收が見込めず、かろうじて現状を維持しているという状況である。

令和元年度における構成比は、地方交付税 35.0%、国県支出金 16.0%、地方債 13.8% であり、依存財源が歳入総額の 68.4% と大きな割合を占めている。

今後、持続可能な財政運営をするためには、税収や交付税収入を基礎に、国、県の補助事業の導入、公債費に対する交付税措置のある過疎債、辺地債など有利な市債の効果的な充当により、基金繰入を最小限とする財政運営に努めなければならない。

人口減少による地方交付税の減少は避けられないため、今後もなお一層税収入の確保、受益者負担の適正化に努める必要がある。

イ 嶌出

歳出については、扶助費の増加による財政状況の硬直化が見込まれる中、経常的経費の見直し・削減を行い、実施時期・効果・優先順位などを十分に考慮しながら事業を実施していく。

事業の実施に当たっては、後年度の財源見通しを十分に考慮し、過疎債、辺地債など有利な地方債を活用し、将来の財政運営に支障を来さないよう財源の確保に努める。

表1－2(2)市町村財政の状況

(単位:千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	16,881,473	17,875,893	17,632,777
一般財源	9,224,047	9,860,357	9,658,023
国庫支出金	2,261,800	2,682,646	1,785,688
都道府県支出金	1,212,299	1,165,593	1,033,296
地方債	2,389,290	2,091,752	2,423,240
うち過疎対策事業債	708,800	579,300	776,900
その他	1,794,037	2,075,545	2,732,530
歳出総額B	16,496,188	17,180,955	17,209,256
義務的経費	7,241,314	7,217,518	8,238,294
投資的経費	2,968,530	2,848,024	2,533,380
うち普通建設事業	2,886,255	1,151,695	2,340,738
その他	6,286,344	7,115,413	6,437,582
過疎対策事業費	1,622,079	1,535,734	1,126,080
歳入歳出差引額C(A-B)	385,285	694,938	423,521
翌年度へ繰越すべき財源D	98,382	208,091	87,809
実質収支 C-D	286,903	486,847	335,712
財政力指數	0.35	0.33	0.35
公債費負担比率	19.8	18.3	26.4
実質公債費比率	17.5	13.9	13.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	93.1	91.7	93.9
将来負担比率	182.4	140.2	100.9
地方債現在高	20,469,963	22,436,860	20,530,595

ウ 公共施設等の整備状況

これまでの過疎法施行以来、様々な過疎対策事業を実施し、市民生活に重要な道路や上下水道等の生活基盤インフラや学校教育施設や社会教育施設等の教育・文化基盤整備、さらには農林業基盤整備など地域基盤の整備を着実に実施してきた結果、各分野における整備状況は向上している。今後も計画的な整備により、市民の生活水準の維持・向上をはじめ、安全安心で快適な生活環境を確保する。

他方で、これまで整備してきた公共施設の老朽化対策が課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な維持管理と総量の最適化に向けて取り組みが必要である。

表 1－2(3) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	26.8	36.2	43.9	48.3	51.1
舗装率(%)	58.8	75.2	83	85.3	86.6
農道					
延長(m)				159,247	169,225
耕地1ha当たり農道延長(m)	42.7	54.3	73.9	—	—
林道					
延長(m)				40,209	36,746
林野1ha当たり林道延長(m)	2.3	2.2	2.2	—	—
水道普及率(%)	85.0	87.9	89.4	95.2	96.7
水洗化率(%)	—	—	41.9	53.4	69.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	15.8	19.2	25.4	24.6	20.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、急激な高齢化の進行、若者の県外流出などにより人口が減少し、中山間地域における集落機能の崩壊が進むなど地域社会の維持・確保が困難になってきており、定住対策を始めとする地域の活性化のための施策が喫緊の課題となっている。

このため本市では、定住促進をキーワードに令和2年3月に第6次江津市総合振興計画を策定し、「産業と自然が調和した新たにぎわいを生み出すまちづくり」、「豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」、「いきいきとした人づくり・地域づくり」の3本柱を基本としてあらゆる施策に取り組んでいる。

また、総合振興計画の重点プロジェクトである「第2期江津市版総合戦略」では、「多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用があるまち」「住みたい！自分を活かせる場所があるまち」「子どもたちの未来を地域みんなで育むまち」「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」という4つの基本目標を掲げ、さらなる定住促進を推進していくこととした。

今後、本市の過疎地域の持続的発展の方向としては、総合戦略に基づく人口減少対策における各種施策に主眼を置きつつ、引き続き生活基盤整備を図り、本市が持つ豊かな自然と優しさの溢れる人々が将来にわたって安心して暮らしていくまちづくりに取り組む。

具体的には、地域の特性を活かした活性化のための生活基盤整備、コミュニティの充実のための新たな地域社会システムの構築、交通確保対策、地域医療提供体制の確保・充実、若者定住のための環境整備、子育てのしやすい環境整備、産業の活性化と企業支援などの取り組みを総合的に進め、こうした各種施策が相互に働き合い過疎地域の自立に向けたまちづくりを推進する。

そのため次の事業に関して特に重点を置き実施していく。

①地域振興・活性化対策

ア 地域産業の競争力強化（新分野進出、新事業展開、創業支援）

- i 新規創業などにかかる支援
- ii 地場産業の競争力強化支援
- iii 事業承継への支援

イ 地域資源を活用した産業の創出と育成、創業の促進

- i 高付加価値の有機農業、農林水産業の6次産業化、農商工連携の推進
- ii 循環型林業の構築
- iii 地域資源や地域特性を活かしたビジネスの創出促進

ウ 安定した雇用の確保

- i 企業誘致の促進による雇用創出
- ii 市内企業の人材確保と求職者の就業促進
- iii 企業の魅力化推進

iv 外国人労働者受け入れ支援

v 農林水産業の担い手確保と育成

エ 観光産業の推進

i 地域観光資源の活用

ii 有福温泉活性化の推進

iii プロモーション活動の展開

オ U I ターンの促進

i 外部人材の活用による移住・定住の促進

ii 地域コミュニティとの協働による定住促進

iii 定住相談のワンストップ化による効率的な移住支援

iv 戦略的な情報発信による移住・交流促進

カ 若者世代の人口減少を抑制

i 市内教育機関などとの連携

ii 市内就職の促進

iii 市内企業が必要な人材の移入促進（市外から）

キ 地域コミュニティの形成による支え合いの仕組みづくり

i 地域コミュニティの活動支援

ii 地域コミュニティとの連携による安全・安心な暮らしの確保と地域の保全

②地域医療の確保対策

ア 公的病院、地域医療拠点病院の医師・看護師等の医療従事者の確保

i 公的病院支援

ii 地域医療拠点病院支援

iii 大学医学部等との連携強化

iv 地域医療を守り育てる普及啓発の推進

③地域公共交通ネットワーク化の推進

ア 公共交通網の再構築

i 公共交通ネットワークの構築

④子育て支援対策

ア 結婚の希望をかなえる取組み

i 結婚支援の充実

ii 若年世代からの結婚観の醸成

イ 結婚・妊娠・出産・子育て・再就職の不安感や孤独感の解消

i 各種相談窓口の一元化

ii 各種相談の充実、子どもの健やかな成長を支援

ウ 子育ての経済的負担の軽減

- i 多子世帯や低所得世帯の子育てや教育にかかる経済的負担の軽減
 - ii 子育てにかかる医療費負担の軽減
- エ 保育環境の充実
- i 多様なニーズに即した保育環境の整備と充実
- オ 仕事と子育ての両立支援
- i 子育て世代が働きやすい環境づくり

⑤高齢者等への福祉

- ア 健康で安心して暮らせる医療・介護と保健・福祉の体制づくり
- i 医療・介護体制の充実
 - ii 地域と職域、医療と保健・福祉の連携による健康づくり
 - iii 安心して暮らすことのできる地域包括ケア体制づくり

⑥教育・文化の振興

- ア ふるさと回帰・地域を担う人づくり
- i 地域ぐるみの「ふるさと・キャリア教育」などの推進
- イ 教育環境の充実
- i 「生きる力」を培う教育の推進
- ウ 伝統文化・伝統芸能等の保存・継承
- i 石見神楽・大元神楽等の振興

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

- ①人口：令和7年度末で人口21,500人を目指す。
- ②社会増減：令和7年度における年間の社会増を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、総合振興計画や総合戦略の進捗管理等により、達成状況の評価を行う。また、その内容については、市ホームページに公表する。

(7) 計画期間

本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。計画については、社会情勢・経済情勢の変化や市民ニーズの変容等に応じて弹力的に対応するものとし、さらに必要とする施策等について追加及び変更を行うものとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

江津市公共施設等総合管理計画は平成28年度に策定して以降、5年が経過し令和3年度中において本計画を見直すこととしている。これまで計画に定めた削減

目標である今後30年間における公共建築物の総延床面積を32%縮減することについては、機能が重複している施設や利用状況が低下した施設を中心に見直しを行い、民間への売却や施設の用途廃止を進め、総量の縮減に努めている。

今後は個別施設計画に基づき施設更新費用の平準化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設の修繕を図る。

また、引き続き適正な総量への縮減に向け、複合化で機能の強化を図れる施設、設備等の共有が可能なものについては、積極的に複合利用を推進する。

本過疎計画における施設整備についても、公共施設等総合管理計画の方向性に基づいて将来的に持続可能なライフサイクルコストを目指すものとしており、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

さらに、「江津市教育施設長寿命化計画」「江津市都市公園施設長寿命化計画」等、各公共施設に対応する個別施設計画とも連携を図っていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住の促進

本市の人口減少の状況をみると、依然として、出生数に直接影響を及ぼす20～30代の人口減少が顕著である。

本市では、2006年度から全国に先駆け、空き家バンクを設置し、住居を紹介する取組みを「守りの定住対策」として展開した結果、空き家バンクを介して、これまで240人のU Iターン者を確保した。また、「攻めの定住対策」として、2010年度から開始したビジネスプランコンテスト事業では、10年間で26件(20～40代)がU Iターンにより起業している。本市では、ビジネスプランコンテスト等をきっかけに起業した人材が自発的に情報発信したり、プロモーションイベント等を展開したりしており、人材が人材を呼び込む循環ができつつある。

②地域間交流の促進

本市の玄関口である江津駅前地区はJR山陰本線、JR三江線、バス路線の公共交通結節点であり、多くの商業施設も集積し地域経済及び生活拠点として賑わい、発展した。しかし、昭和50年頃より商業施設や住宅などが、国道9号に沿い「まちなか」から郊外へと拡散し、中心市街地としての機能が失われてきた。

昭和50年代後半頃より、駅前再開発計画など江津駅前地区の活性化について様々な検討がなされてきたが、平成18年の都市再生モデル調査を機に再び具体的な検討を進め、平成20年には都市再生整備計画に整備を位置付けた。その後、市民交流機能を持つ公共公益複合施設を中心に社会基盤の整備を進めている。また、民間においては宿泊施設の整備が進められ、空き店舗活用にも継続的な活動が見られる。

平成27年3月に内閣総理大臣認定を得た中心市街地活性化基本計画には、平成27年度から令和2年度までの実施すべき各種のソフト事業とハード事業を掲げており、この計画に沿った各種事業の年次的な実施と長期ビジョン実現のため、具体的な検討が必要となっている。

③人材育成

本市では平成28年に策定した教育大綱において、教育ビジョン「ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人」を掲げ、この目指す姿を共有しながら、各学校と地域そして地域企業とも連携し、魅力ある教育の充実を図ってきた。

地域に対する理解を深め本市の将来を担う人材を育てるため、小・中・高までの子どもの成長に併せた連続性を捉え、教育課程における全ての教科・領域において、子どもたちの職業観を含むキャリアの視点を捉えた指導を展開している。

また、総合の学習時間等を通じて就学時より市内にどのような企業があり、江津で働くことへの誇りや魅力を伝えることで、ふるさと江津への愛着もった子供を

「地域と共に育てる」取り組みを実践、さらには産業人材育成コーディネーターを配置し、市内就職促進の取組を進めたことで、平成 23 年からの 10 年間で市内での新卒者の就職率が 2 倍まで上昇した。

(2) その対策

①移住・定住の促進

全国の自治体が U I ターン対策に取り組む中、人口減少が顕著で、出生数に直接影響を及ぼす世代である 20~30 代の人口の取り込みが最重要課題になっている。

この世代はトレンドに敏感で、情報源が Facebook やインスタグラムなどの S N S であることから、S N S などを有効に活用することが今後の定住対策に不可欠になっている。

本市ならではの働き方や生き方をみつけた人々の活躍や暮らしぶりをプロモーションイベントや S N S 等で情報発信することで、本市への移住のきっかけをつくる。また、移住者に対しての職業・住居のあっせん等の定住施策を推進する。

②地域間交流の促進

地域間交流の玄関口となる江津駅前地区の整備は、本市の中心市街地を構成する他のゾーンの整備などとも連携連動させながら、重点的な社会基盤の整備を推進し、民間投資も誘発させ「人が集い交流する賑わい空間」を形成する。

また、平成 31 年に策定した江津市立地適正化計画では、江津駅前地区・シビックセンターゾーンを中心に都市拠点区域（都市機能誘導区域）を指定し、拠点機能を高める。

③人材育成

「江津市ふるさとキャリア教育」を根底に据えた地域人材の育成を学校・地域・企業が連携のもと推進していくとともに、学校と地域をつなぐコーディネート機能を確保し、地域が一体となって子どもたちを育む体制の強化を図っていく。

また、地元就職を推進するためには、企業誘致や創業促進による多様で魅力ある雇用の場を確保していくことが前提となるが、市内企業に対する市民の理解促進や、企業自らも若者にとって魅力ある働き場へと変革していくことが必要であり、企業魅力向上のための取組を推進していく。

さらに、令和 2 年度において採択を受けた厚生労働省の委託事業である地域雇用活性化推進事業において、企業魅力向上等に資するセミナーや伴走型による支援を行っていく。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定 住・地域 間交流の 促進、人 材育成	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 ○移住・定住	シティプロモーション推進事業	江津市	
		空き家バンク事業 (U I ターン定住空き家修繕補助事業)	江津市	
		ワークステーション江津事業	江津市	
		地域雇用活性化推進事業	協議会	
		駅前地区総合整備事業 (まちづくり活性化事業推進支援)	江津市	
	○人材育成	産業人材確保対策事業	江津市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林水産業の振興

ア 農・畜産業

本市の農業は、典型的な中山間地域の農業であり、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足による労働力低下、そして、鳥獣被害の増加、河川沿いでは水害による被害で農業意欲も減退してきていることから農地の遊休化が加速し、その対応が急務となっている。

さらに、基幹作物の水稻は、消費減少や価格低迷が続き、コスト低減と作物の転換を余儀なくされている。

そのため、農地の集約化や基盤整備、収益性の高い農作物への転換を進め、農業経営・農作業の効率化を進めていく必要がある。また農業経営の法人化と6次産業化を一層推進し、雇用の確保と地域経済の活性化を図っていく。

本市には、米の乾燥調製施設が2か所あるが、いずれも老朽化により故障頻度が高くなっていることから、設備再編と設備更新が急務となっている。

また、中山間地域等直接支払や多面的機能支払等の制度の積極的な活用と、併せて農林水産物直売施設への出荷など、農家の生産意欲の向上、農地の遊休化防止、地産地消の推進、学校給食への食材の供給など農業集落の維持存続に努めている。

畜産業については、大規模な養豚業と乳用牛等の飼育が行われている。特に、養豚業においては、畜産廃棄物を活用した堆肥の利用が行われており、今後、堆肥のさらなる利用を拡大するため、耕種農家との連携を図る必要がある。

イ 林業

本市の林業は、豊かな森林資源に恵まれ、伐期を迎える森林も多い。間伐を主体とした山林の整備は改善されつつあるが、利用間伐は依然として採算が取れていない。木材需要や価格の低迷等、林業を取り巻く環境は依然として厳しく、森林所有者は森林保全ができず、後継者不足も相まって、本市の林業は低迷している。さらに、松くい虫については、海岸部で被害が続いている、その防止と樹種転換等の対策を図る必要がある。

一方で、林業就業者数については、近年横ばいで推移しており、一部事業体では高齢化に歯止めが見られる。

本市には、江津市森林組合と邑智郡森林組合の2つの森林組合があるが、業務内容が植林主体から利用間伐へと移行する中、機械化や基盤整備の遅れにより、生産の効率化が図られていない。

一方、平成27年に稼働始めた木質バイオマス発電所により、燃料チップの供給が増え、伐採業者の経営環境は好転し、若者の雇用も増えている。これを契

機に、魅力ある林業の再生を図り、山への関心を呼び戻すための取り組み、「伐つて、使って、再び植えて、育てる」循環型林業を構築することが課題である。

ウ 水産業

本市の漁業の主体は、定置網漁業である。しかしながら、近年の漁獲量、漁獲金額ともに年々減少傾向にあり、漁業経営の経営環境は厳しい状況にある。

江の川では、堤防工事等により天然資源である鮎の産卵場が影響を受け、天然鮎が減少している。そうした中、令和2年9月に江川漁業協同組合が鮎種苗生産センターを移転新築し、資源回復に向けた鮎の生産、供給を行っている。

また、漁業従事者の高齢化が深刻である。U I ターン希望者等に対し、ホームページ等で就業の場として漁業への受け入れなど情報発信を行っているものの、担い手の確保・定着が課題である。

このような中、鮮度を保つ活け締め技術の伝承などによる漁業後継者の育成、ヒラメの栽培放流事業・稚貝の放流事業の取り組みにより漁場の育成を図っている。また、農林水産物直売所「サンピコごうつ」においても鮮魚コーナーを設け、小口の販売先として漁業者の所得向上を図っている。

一方、漁場環境整備については、市内沖に人工魚礁、増殖場等が設置されているが、今後継続して整備を図る必要がある。また、市管理の漁港（浅利漁港、波子漁港）の保全については、施設の老朽化、航路維持等の課題を抱えている。

②商工業の振興

ア 地域産業の振興

本市は「工都江津」として工業を中心に発展し繁栄してきた。現在でも市内総生産の上位を占める製造業は、異なる製造分野と連携し特色ある産業群を形成、本市の経済活動を牽引している。

しかしながら、本市最大の地場産業である瓦産業は、良質な粘土から「石州瓦」のブランドとして日本3大産地の1つとして発展してきたが、近年の住宅状況の変化により粘土瓦の生産数が減少するとともに、石州瓦業界も事業所の閉鎖や統廃合により生産量が激減し、雇用の場が失われている。

一方、本市の2次産業においては、企業誘致活動の強化などにより再生可能エネルギー関連事業のバイオマス発電所や、自動車及び航空機関連工場など相次いで工場の新規立地及び増設が進み、製造業への就業機会が増加し一定の成果が出始めているが、少子高齢化等による生産労働人口の減少もあり地場企業では依然厳しい状況にある。

また、公共事業に支えられてきた建設業は、ここ数年の公共事業の大幅な削減により、極めて厳しい経営状況が続いている。このことで、卸・小売業など商業に及ぼす影響も大きく、総じて地域の経済活動は低下している。

ポストコロナ社会、SDGsなどの新しい価値観が広がりを見せる中、江津市

の産業振興においても大きな変革を促すことも求められている。

イ 企業の誘致

本市の社会動態（転入・転出）は、これまで誘致を進めてきた製造業をはじめ、多くの雇用を抱えた企業の雇用状況に大きく影響を受ける傾向がある。加えて、域外貨を獲得する域外需要型の製造業が市の経済と雇用を牽引している状況から、今後も製造業を中心とする企業誘致を推進していく。

また、新型コロナウイルス感染症による経験が、働く環境に大きな影響を与えた。テレワーク・リモートワークの加速により働き方が大きく変容し、今後はこうした働き方が「ニューノーマル」となっていく。

企業立地にあたっては、コロナ禍がもたらした生産拠点の国内回帰、地方分散の動きを本市への誘致機運と捉え、本市のような過疎地域にあっても地理的不利の少ないＩＴ関連をはじめとした事務系職場や、新たな産業など魅力ある雇用の場を創出していく。

そのために、企業戦略に直結した誘致施策の充実を図っていき、関係機関と連携の下、あらゆる機会を捉えて積極的な取組を行っていく必要がある。

ウ 起業の促進

依然として、若年世代の就職を理由とした人口流出が顕著であり、若い世代にとって魅力ある雇用の場の創出が継続的な課題となっている。

若い世代の雇用の場として、農林水産業の6次産業化やＩＴなどのソフト産業、サービス業などの誘致・創業を促進し、多種多様な仕事が選択できる雇用環境づくりを進める必要がある。

2010年度から毎年開催してきた江津市ビジネスプランコンテスト事業や起業支援補助金等がきっかけとなって、10年間で26件の事業が創業されている。

これらの事業の多くは小商いであるが、地域に根差したビジネスの展開や起業家のコラボレーションイベントなどにより、雇用の創出やＵＩターンの促進、交流人口の拡大につながっている。

ビジネスプランコンテストは本市のシンボリックな事業になりつつあるが、ここ数年はコンテストの応募者が減少しており、これまでの事業のコンセプトを踏襲しつつも、新たな戦略が必要になっている。

エ 商業の振興

本市の商業は、ＪＲ江津駅と商業施設ゆめタウンを中心とした商業集積地区を形成しているが、近年江津駅から西部の住宅地が集まる国道9号沿いに商業施設が拡散し、中心地としての賑わいが失われ、交流人口の減少に伴う商業の活力低下が顕在化している。

こうしたことから、本市では賑わいを再生するため、江津駅前に文化・福祉・

交流等の拠点施設「パレットごうつ」の整備、ビジネスホテルの進出による駅前再開発が進み、一定の成果が見られてきた。

しかし、高速道路が整備され、大都市の大型店舗へ消費者が流出し、地元商店での購買の減少、コンビニエンスストア、インターネット販売の充実等、商店にとって厳しい状況が続いている。

また、地域内においても、人口の減少や高齢化による購買力の低下、経営者自身の高齢化や後継者不足などにより店舗数が大きく減少しており、地域によっては、日常生活に必要な商品供給は依然、困難な厳しい状況にある。

オ 観光及びレクリエーション

新型コロナウイルスの影響により、観光産業への大きな打撃とともに、観光スタイルも変化している。人との密集や換気不足を避け、マイカー等による旅行が増加し、旅先での移動手段が自動車になることで、観光地での行動範囲も広域化した。また、広大な自然公園等が目的地として好まれる傾向もある。

本市には、美しい海や江の川などの雄大な自然のもと、北前船や江の川舟運の拠点として栄えた江津本町、美人の湯として知られる有福温泉、万葉の歌人・柿本人麻呂の歌碑、また、日本遺産登録された石見の神楽や和紙、さらには、石見焼等の伝統工芸等の観光素材がある。近年は、バイオマス発電所などの再生可能エネルギー施設や特色のある工業製品などを持つ、知的好奇心の膨らむ企業にも恵まれている。さらに、平成31年4月に公共施設から民間事業者となった温泉リゾート風の国は、中国地方初となる球体テントを整備した特別感のあるアウトドア体験が好評である。

令和2年の観光客数は新型コロナウイルスの影響で、前年比約70%と大幅に減少したが、反対に、感染者の少なかった山陰地方への旅を選択し、これまでなかった新たな地域からの旅行者が増えた。今後は、山陰から、石見地方へ、さらに江津市へ誘客するPR、また、観光地の感染症対策の必要がある。

JR江津駅前の状況としては、平成27年12月に部屋数71室のビジネスホテルがオープンし、令和元年までは平均90%以上の稼働率を誇った。また、平成28年度には新たな賑わい創出拠点「パレットごうつ」がオープンし、高校生の施設利用が増えたり、新規イベント等の企画などで賑わった。また、周辺空き店舗への新規起業もあり、若年層の交流人口は増加傾向にあるが、駅前の活性化に向け継続して取り組む必要がある。

本市の有力な観光地である有福温泉は、平成29年から旅館の廃業等が続き、平成28年と令和2年を比べると、宿泊者数は半数以下となっている。この状況打開のため、令和2年度から、官民一体の有福温泉再生計画に取り組んでおり、今後は、民間事業者の運営に変わり集客力が増している風の国と連携して誘客に向け取り組む必要がある。

本市のレクリエーション施設として、総合公園である菰沢公園と運動公園とし

ての江津中央公園があり、様々なスポーツイベント開催や憩いの場として多くの市民に利用されている。特に江津中央公園は江津ＩＣに直結した利便性の高さから、市外からの利用も増加し、各種イベントやスポーツ大会が誘致される施設となっている。しかしながら、公園開設以来35年以上が経過し、利用者ニーズの変化や施設の老朽化を踏まえた施設設備の充実、計画的な改修整備が喫緊の課題となっている。

(2) その対策

①農林水産業の振興

ア 農・畜産業

地域農業の担い手確保には、農業所得の向上と労働の軽減が課題である。地域ごとに策定した人・農地プランによる農地の集約や基盤整備を進め、経営の効率化を図るとともに、島根県が推奨する高収益水田園芸作物などへの転換を推奨していく。また企業参入や農業生産法人の設立と育成を一層推進するとともに、集落営農の組織化や新規就農者支援にも取り組む。

併せて経営基盤強化のため、中山間地域等直接支払や多面的機能支払等の制度を積極的に活用するとともに、生産・加工・販売を一体的に取り組む農業の6次産業化や、消費者の高まる安全・安心や健康志向に対応した有機農業を推進し、高付加価値型農業への取り組みを進める。

特に、まちぐるみで生産をしている「苔」栽培では、ブランド化・販路構築に取り組み、苔生産者の所得向上を図る。

農林水産物直売所「サンピコごうつ」においては、安心・安全な農林水産物の提供を目指し、地元生産者の生産意欲向上や、学校給食への食材の供給などを通じた地産地消の推進を図る。

今後、中山間地域の農業はさらに厳しさを増すことが予想されるため、高い競争力を有する農産物の生産を目指し、島根県、JA、生産者等関係者と連携し、栽培技術の向上、新たな作物の導入による生産物の差別化を図るとともに、ハウス等の生産施設等を普及させることにより作物の安定供給を図る。

米の乾燥調製施設については統廃合を含めた施設整備を行い、米生産者の利便性を高めていく。

遊休農地は、更なる農業法人等の経営規模拡大と基盤整備の促進を図るとともに、畜産農家との連携により放牧等の対策を講じる。

有害鳥獣対策は、鳥獣害防止柵などの設置による地域ぐるみの取り組みを支援するとともに、猪肉を使った料理や商品開発など地域資源として活用していく。

畜産事業については、広域連携を含め経営基盤強化を図る。また、養豚業では、規模拡大等が検討されていることから、周辺環境に十分配慮するよう指導していく。

農業分野のICT活用及び専門的人材の育成を図り、農林水産業の労働力不足

を補っていく。

イ 林業

林業は木材の生産とともに水源の涵養、国土の保全という公益的見地から、多角的、長期的に対策を考えることが重要である。

利用間伐を主とした施業コストを低減するため、施業の集約化を図るとともに、木材を効率的に搬出するための路網整備及び高性能林業機械の積極的な導入を促進していく。また、これまで山に放置されてきた林地残材を、貴重な地域資源として位置づけ、木質バイオマス発電所への燃料チップの原料として積極的な利活用を推進する。

水源の涵養、国土の保全のためにも、林業を産業として復興させることで循環型の林業システムを構築し、住民の山への関心を呼び戻すとともに森林所有者の収益性の向上を図る取り組みを行う。

また、松くい虫被害については、跡地におけるスギ、ヒノキへの樹種転換、被害木の伐倒駆除を行うなど、病害虫から森林を守る取り組みを推進する。

さらに、これらの森林施業を担う森林組合や林業事業者の雇用の拡大を図る取り組みを支援する。

ウ 水産業

水産業の振興にあたっては、需要の動向に即した水産物の提供を目指し、漁業生産の増大と漁家経営の安定向上を図る。

このため、採る漁業からつくり育てる「資源管理型漁業」への移行を目指し、漁業資源の維持・増大を図るとともに、漁場環境整備・保全、さらには種苗の生産・育成・放流等を中心とした「栽培漁業」や「漁場造成」水産資源の増大と併せ、6次産業化等を一体的に推進し、高付加価値化を図る。

また、漁港の整備を進め漁港機能の充実を図るとともに、漁港漁村の環境整備、漁港海岸の保全整備を推進し、U I ターン者等の新規就業者への支援と定着の促進、意欲ある担い手の支援を強化する。

内水面漁業については、循環型の社会形成の実現が求められている中、森林の健全な育成・整備や河川の水質改善に努め、資源回復を図ると共に、江川漁業協同組合の経営安定を図る。

②商工業の振興

ア 地域産業の振興

地域産業の振興については、企業が競争力や雇用を維持・拡大するには、創業や既存企業が新たな事業分野へ参入する第二創業の促進はもとより、既存企業の事業継続や事業拡大が重要である。こうしたことから、新規創業等にかかる支援や新分野進出、新事業展開における支援、地場産業の競争力強化支援に加え、経

営改善相談支援など、企業のライフステージに応じた支援体制の確立を図っていく。

併せて、ニューノーマルへの移行や世界的な脱炭素化に対応した、5GやAI活用など、DX推進を促すことも求められている。

また、地域経済の成長を維持するため、地域固有の資源を活かした産業の育成を促進するとともに、江津市ビジネスプランコンテスト事業をきっかけに、若年世代を中心に広がるソーシャルビジネスを積極的に支援し、地域に根ざした魅力ある仕事や多様な職種・働き場の創出を図る。

この様な取り組みを進めるため、島根県、島根県産業技術センター、しまね産業振興財団、ふるさと島根定住財団、商工団体、ポリテクカレッジ島根や江津工業高校など様々な関係機関との連携・協力の強化を図っていく。

瓦、陶器、水産加工品などの地場製品は、江津市地場産業振興センターを拠点に販路開拓、人材育成、情報収集、販売普及などを行い、地場産業の発展を目指す。

イ 企業の誘致

市内企業の再投資や県外企業の誘致による企業立地の推進は、地域の経済発展や新たな雇用の場を創出し、若者の定住と地域の活性化に大きな効果をもたらすものであり、あらゆる機会を捉えて積極的な誘致活動を行う。

企業の誘致を推進するにあたっては、江の川の豊富な水源を活かした江津工業団地と、江津工業高校やポリテクカレッジ島根など産業人材を柱に、立地に際しての経済的支援及び地域人材の確保を始め、企業立地後のフォローアップなど、本市の強みと特徴等セールスポイントを明確にした戦略的な誘致活動を展開する。

また、本市のような条件不利地域における企業の誘致活動には、立地企業の創業時における経営リスクの軽減を図るための支援制度が必要であり、空き工場の斡旋や工場等リース料の支援や貸し工場の建設など、企業ニーズを捉えた本市独自の支援制度を設け企業誘致の実現を図る。

また、ITなどのソフト産業やサービス業などの立地を促進し、多様な雇用の場を創出することが、若者の仕事の選択肢を増やすことにつながり、人口流出の抑止力になると考えられるため、サテライトオフィス等の整備を推進し、ソフト産業等の誘致にも積極的に取り組む。

ウ 起業の促進

江津市ビジネスプランコンテスト事業は、新たなビジネスを創出し、U.I.ターンや交流の促進、雇用創出において一定の成果を挙げているが、マンネリ化もあり、コンテストへの応募者数が減少傾向にある。

江津市ビジネスプランコンテストのプランディングや創業支援体制の強化な

ど、事業をブラッシュアップする。

エ 商業の振興

地域にとって、中心市街地は、商業拠点機能だけでなく地域社会の拠点機能も併せて有すると同時に、地域における貴重な雇用の場となっており、地域住民への生活サービス機能確保に総合的に対応する必要がある。平成 28 年にオープンした「パレットごうつ」を拠点に中心市街地の活性化と交流促進を図る。

また、商店街・商業集積地を利用する人が困難な交通手段を持たない人などにも、日常生活に必要な商品を購入できるよう、過疎地域における集落店舗整備及び移動販売・商品宅配の充実や他産業との連携など地域商業の新たな仕組みを関係機関と連携し構築を図る。

商業者に対しては、個性化・高度化する消費者ニーズに対応できるよう、商店診断の充実や後継者育成、若手事業者の育成等競争力強化や、先端技術導入のための支援を、商工会議所、商工会、島根県、しまね産業振興財団、ふるさと島根定住財団等関係諸団体と連携し推進する。

オ 観光及びレクリエーション

個別化、多様化する観光客のニーズ、また、マイカー等による行動範囲の広域化に対応し、観光地から次の観光地へといざなうための、観光体験メニューの整理と、観光振興に結び付く社会基盤の整備が必要である。

これまで、観光と産業との連携が十分ではなかったが、工場見学等のメニュー や農家への農作業体験メニューなど、長期滞在を目的としたメニュー開発を行っていき、観光・歴史・文化・産業を有機的に結び付けることを図る。

令和 2 年度には、舟運で栄え、歴史的建造物を多く有する江津本町堀街道にある山城や窯跡を表出させ、歴史的なストーリーとして加えたガイドコースを整備し、文化的価値を高めた。また、日本遺産に登録された石見の神楽については、新型コロナウイルス感染症による公演需要が激減したものの、神楽面工芸などの神楽産業と連携し、宿泊プランの造成による P R 等を進める。併せて、市内外からの観光客に対し、安心して目的地に到達できるよう、誘導サインや説明サインの整備と赤瓦景観の保全など景観づくりを推進する。

また、観光による消費は、他の産業に大きな経済波及効果を及ぼすことから、農林水産業、製造業など関係産業と連携しながら地域資源を活用した新たな特產品の開発等の支援を行っていく。

有福温泉においては、観光拠点再生計画や活性化基本計画などに沿って、急傾斜地や河川等のインフラ整備を進めるとともに、計画に参画する事業者と連携し、新規事業者の参画、インフラの整備、景観整備等、観光拠点としての整備を促進させる。

また、有福温泉や風の国の事業者と連携し誘客促進に向け取り組んでいく。

JR江津駅前においては、今後も新たな出店を促すと共に飲食産業等の活性化と、観光総合情報センターの活用を進める。

レクリエーション施設である菰沢公園は、近接して山陰道浅利ICが整備されることにより、特にオートキャンプ場における市外利用者の増加が見込まれることから、老朽施設の更新と環境整備の充実を図る。江津中央公園については、老朽化した施設の計画的な更新と各種大会誘致に対応する運動施設の整備充実を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ○農業 ○林業	農地有効利用支援事業 市行分収造林事業 森林病害虫等防除事業 森林整備地域活動支援交付金事業	江津市	
	(2) 漁港施設	漁港施設維持管理事業	江津市	
	(3) 経営近代化施設 ○農業	ライスセンター再編整備事業	江津市	
	(4) 地場産業の振興 ○流通販売施設	地場産業振興センター整備改修事業	江津市	
	(5) 企業誘致	サテライトオフィス整備事業	江津市・ 民間事業者	
	(9) 観光又はレクリエーション	有福温泉活性化事業（有福温泉整備事業） 江津中央公園再生整備事業 都市公園長寿美化事業 石見海浜公園整備事業 本町地区街なみ環境整備事業 東高浜地区公園整備事業 江の川リバーサイドパーク整備事業 市民センター公園整備事業 風の国施設整備事業 ひと・まちプラザ整備事業	江津市・ 民間事業者 江津市 江津市 島根県 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 ○第1次産業	特産品振興対策事業（野菜等の生産基盤整備 事業（パイプハウス設置）） 水田農業構造改革対策推進事業 農業振興対策事業（中山間地域等直接支払交 付金事業、多面的機能支払交付金事業） 地産地消推進事業 農林水産物直売所支援事業	江津市 江津市 江津市 江津市	

○商工業・6次産業化	有害鳥獣被害対策事業	江津市	
	みんなでつなげる有機の郷事業	江津市	
	地域林業循環創造事業	江津市	
	林業作業員雇用安定化対策事業	江津市	
	水産振興対策事業（稚貝放流事業）	江津市	
	農林水産振興総合事業 (江津市6次産業化推進事業)	江津市	
	地域産業体质強化推進事業	江津市	
	商工団体振興事業 (中小企業相談所補助事業)	江津市	
	産業振興支援事業	江津市	
	商業活性化支援事業	江津市	
	地場産業振興センター運営事業	江津市	
	観光協会等補助事業	観光協会	
	観光による賑わいづくり事業	江津市	
○企業誘致	有福温泉活性化事業	江津市	
	企業立地推進事業	江津市	
	サテライトオフィス誘致推進事業	江津市	
○その他	コミュニティビジネス創業支援事業	江津市	

（4）産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
江津市全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)、及び(3)のとおり

なお、本区域における産業振興については、状況に応じて、周辺市町村及び島根県との連携に努める。

（5）公共施設等総合管理計画等との整合

都市公園については、「江津市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の点検、更新、長寿命化等を計画的に実施する。

このほか、本計画における産業系施設等のあり方については、「江津市公共施設等総合管理計画」の考え方を基に、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①情報通信基盤格差の是正

地形的、不採算といった理由で民間事業者による超高速通信サービスがいきわたっていない地域が残っている。

②携帯電話不感地域対策

国は令和2年度から居住地以外の山間地などに対象をシフトしているが、山間地の多い本市においては、電波の届かない地域が多く存在している。

③地域情報化の促進

市内公共施設を光ファイバで結ぶ公共ネットワークの利活用については、学校、地域コミュニティ交流センター等の関係部署を交えて検討する必要がある。

防災の面では、避難所での公衆 Wi-Fi の整備などの検討が必要である。

また、観光の面でも、公衆 Wi-Fi 整備の検討が必要である。

(2) その対策

①情報通信基盤格差の是正

令和2年度に総務省の高度無線環境整備推進事業を利用し、市内全域の光ファイバ整備について令和3年度末までに幹線整備、その後3年以内にサービス開始予定となっている。また、CATV放送設備も併せて光化整備を行う。

②携帯電話不感地域対策

谷住郷や八戸に携帯電話事業者が独自に鉄塔を建てるなど解消されてきている。居住地に関しては市が把握している範囲では概ね解消したとみている。居住地以外については総務省からの不感地域調査において、千丈渓や清見などを候補として挙げており、県や市、携帯電話事業者が連携し、鉄塔整備等を促進する。

③地域情報化の促進

令和2年度にGIGAスクール構想のための学校・市役所間通信の1Gbps化を行った。

現在の公共ネットワークと呼ばれる市内公共施設を光ファイバで接続したネットワークについて、上記の高度無線環境整備推進事業により併せて更新する。

防災における避難所について、地域コミュニティ交流センター等光ファイバが整備された施設では公衆 Wi-Fi について、一部利用が開始されている。

また、他にも様々な分野で情報化を推進し、住民サービスの向上に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 ○デジタル技術活用	住民税申告受付支援システム整備事業	江津市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①県道及び市道の整備

本市の幹線道路の整備については、東西軸として国道9号を基軸とする中で、平成15年9月に開通した山陰自動車道の一部である江津道路が整備され、浜田道（中国横断道）と直結し、平成31年3月に県道浅利渡津線が現道活用区間として供用開始されたところである。

しかし、市内の産業・観光等の拠点と周辺都市とを有機的に結び、広域道路交通網の実現を図るためにには、山陰自動車道の全線開通が必要不可欠であり平成28年度に事業着手した福光・浅利道路の整備を行い、山陰自動車道を骨格とした幹線道路網の構築が課題となっている。

次に南北軸としては、国道261号を柱としているものの、昭和40年代に整備されたものであり、治水対策と併せた浸水被害対策、道路線形、幅員構成等についての2次改築の必要な箇所がある。

また、国道9号及び国道261号等の幹線道路を補完する県道に未改良区間が残り市民生活の利便性はもとより産業振興、観光振興等での支障や災害時における通行の確保に課題を残している。

市道については、総延長486.9km（令和2年4月1日現在）であり、改良率12.9%（W=5.5m以上）、舗装率86.5%となっている。これらの市道の中で、幹線市道（1・2級）としての認定路線でありながら、未整備箇所が多く幅員狭小な道路では救急車両や福祉車両の進入ができないなどの支障が生じている。

また、市道は、重要構造物である市道橋をはじめ、道路側溝・舗装等の道路構造物の老朽化が進んできており、安全な通行確保についても課題が生じている。同様に、近年、全国で今までの想定を超える自然災害が発生しており、防災・減災対策の推進も市民の生命・財産を守るため重要な課題となっている。

さらに、国営・県営事業を起因とした市道の線形改良への対応も必要になってくる。

②農道・林道の整備

本市の中山間地域の現状は、少子高齢化、農業・林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が進み、集落の維持存続の危機に直面している。

このような地域においては、農林業等の1次産業を中心とする産業振興を図る必要があり、農地の基盤整備や森林整備に併せ農産物や林産物の物流にかかる利便性並びに安全性の向上が求められている。

③交通確保対策

本市の公共交通機関は、鉄道では東西の広域交通の基軸であるJR山陰本線があ

る。市内の民間バス路線は、石見交通が運行する周布江津線と大田江津線が東西を結び、波積線、有福線などが市街地から山間部へ運行している。

江の川沿いでは、平成 30 年に J R 三江線が廃止され、代替交通として石見交通江津川本線が運行している。

人口減少やマイカーの普及、高齢者の運転免許保有率の上昇に伴い、公共交通の利用者数は減少が続いている。その結果、鉄道や路線バスの本数も減少傾向にある。公共交通事業者においても、乗務員の高齢化が進む中で、人材確保が事業継続の大きな課題となっている。一方で、高齢者の運転免許返納者数は増加傾向にあり、自家用車を手放した後の移動の確保が今後課題になると考えられる。

本市では、民間のバス路線が廃止された地域や公共交通機関がなかった地域でのコミュニティバスや相乗りタクシーの運行を行っているが、依然として未整備の地域が残されており、早急な対応が求められている。

一方では、人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを構築することが求められる。

高齢化によって自宅からバス停まで、あるいは市街地を歩行することが困難な方が増加する傾向にあり、その対応も大きな課題である。また、情報技術の発達が、今後公共交通をはじめとした移動手段に影響を与えると考えられる。

④既成市街地整備

本市では海岸部を中心に多くの密集木造住宅地が存在し、緊急車両の進入が困難な狭隘道路の改善が大きな課題となっているが、特に中心市街地の一角を占める東高浜地区は、利便性の高い地理的要件を有しているにも関わらず、住宅の建替えが困難であることから人口流出が続き、中心市街地の衰退の要因一つともなっていることから、東高浜密集市街地整備に着手するとともに都市計画区域内に限り、狭隘道路拡幅整備にも着手している。

(2) その対策

①県道及び市道の整備

全国の高速道路網とネットワークを形成する山陰自動車道の整備促進を図り、市域内外を有機的に連絡している主要地方道並びに一般県道を柱とした環状路線を一体的に連結し、整備を促進する中で、広域的な幹線道路網の整備を図る。

これらの県道等を補完する幹線市道の整備を推進し、新市建設計画並びに第 6 次江津市総合振興計画に掲げた「地域を支える道路交通体系づくり」に基づき、市中心部と周辺各集落を円滑につなぐ「全市 30 分道路網」の実現を図る。

次に、生活道路における交通安全対策として、歩道の段差解消・拡幅等の整備を促進し、児童、生徒及び高齢者等の歩行者の安全性を確保する。

また、今後増大する道路施設の老朽化に対応するため、これまでの事後的な補修

から、予防的、計画的な補修及び補強に転換する。さらに、落石や冠水の対策を推進することで災害を未然に防ぎ、地域の道路網の安全性と信頼性の確保に努める。

国営・県営事業を起因とした市道改良においては安全性を確保した適切な整備を図る。

②農道・林道の整備

農道・林道については、農林産物の生産及び流通の合理化、生活環境の改善に資するため、市道・県道との連携・調整を図り、その効率的な整備に努める。

また、既設の農道・林道については、施設の点検診断や機能の保全対策に努める。

③交通確保対策

医療機関や商業施設、高等学校などが海岸部の市街地に集積している本市においては、海岸部を東西に、あるいは山間部と市街地を結ぶJR及び民間バス路線が、基幹的交通網として重要である。このため、利用促進を図ることはもとより、運行費、車両購入に対する補助などの経営支援により、路線の維持、存続に取り組む。

また、JRや民間バス路線、市が運行するコミュニティバス、デマンドバス、スクールバスなどの交通手段の最適な組み合わせの再構築を図り、公共交通不便地域を縮小していくとともに、中心市街地へのアクセスの向上を図る。

さらに、高齢化・過疎化に対応するため、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送、タクシー利用費助成などにより、地域の実情に即した交通手段の確保を図る。

④既成市街地整備

東高浜地区については、整備計画に基づき年次的に生活道路の拡幅整備や小公園整備等を行い、未接道宅地の解消とオープンスペース確保による防災性の向上を図る。また、公共による都市再生住宅の整備だけではなく、民間共同住宅の建設促進などもを行い、官民一体となって居住人口の回復を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ○道路	市道 敬川大浜線道路改良事業 市道 市山長谷線道路改良事業 市道 小田団地線道路改良事業 市道 山手月の夜線道路改良事業 市道 長戸路線道路改良事業 市道 和木敬川海岸線道路改良事業 市道 川戸渡田1号線道路改良事業 市道 御幸通線外道路改良事業 市道 蛭子北線外道路整備事業 市道 駅西線線外道路改良事業 市道 敬川試験場線道路改良事業 市道 嘉戸団地幹線外道路改良事業 道路長寿命化事業 都市計画道路整備事業 通学路整備事業 落石対策事業 道路ストック修繕事業 橋梁長寿命化事業	江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市	
	○橋りょう			
	(2)農道	ふるさと農道整備事業 農村地域防災減災事業	島根県 島根県	
	(6)自動車等 ○自動車	生活交通バス整備事業	江津市	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業 ○公共交通	交通不便地域解消事業（生活交通バス事業） 地域交通整備事業 (地方バス路線維持対策費補助事業)	江津市 江津市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市道については、「江津市橋梁長寿命化修繕計画」、「舗装の個別施設計画」、「附属物の個別施設計画」に基づき、施設の点検、更新、長寿命化等を計画的に実施する。

このほか、本計画におけるインフラ系施設等のあり方については、「江津市公共施設等総合管理計画」の考え方を基に、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本市の水道事業は、江津地域が浄水の全量を島根県企業局の江の川水道用水供給事業から受水し、桜江地域は浄水の全量を自己水源によりまかなっている。

いずれの地域も、給水人口の減少、節水機器の普及等により、給水収益が減少し、年々財政運営は厳しくなっている。

こうした中、市内には法定耐用年数 40 年を超えた管路が多く存在していることから、管路の着実な更新を行うと同時に、重要給水施設へ送る管路の耐震化、配水池などの主要施設の計画的な改良、機械設備の適期の更新が必要となっている。

また、旧簡易水道施設である坂本地区では、一級河川である江の川から浅井戸で取水して水の供給を行っているが、近年多発している集中的な豪雨により江の川が氾濫すれば、取水施設が冠水し、断水せざるをえなくなってしまうため、安定した飲料水の供給を行っていくためには、施設の改良等早急な対応が必要である。

機械設備の更新では、市内各所にある施設の稼働状況を水道庁舎において常に正確に遠隔監視できるシステムの構築が必要である。

将来にわたって安定的な水の供給を確保するためには、これらの課題を解決しないかなければならない。

②汚水処理施設

本市では、汚水処理施設整備を定住対策の重要な社会基盤整備と位置づけ、公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水事業の集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により整備に取り組んでいる。

本市における汚水処理施設整備は、桜江地域の農業集落排水及び合併処理浄化槽や波子地区の特定環境保全公共下水道がほぼ完了しているが、中心市街地を処理区とする公共下水道の江津西処理区は、平成 18 年度に供用が開始されたものの、整備率は令和 2 年度末において 28.3% と低い状況にある。

また、本市の汚水処理人口普及率は、令和 2 年度末 53.7% で島根県平均 82.0%との格差が大きく、県内過疎地域の普及率 67.8% と比較しても整備が大幅に遅れている。

汚水処理施設整備事業は、水洗化の促進及び接続率の向上により事業経営の安定を図ることが必要であるとともに、その整備においても島根県生活排水処理ビジョン（第 5 次構想）の策定に併せ、平成 29 年度に汚水処理施設整備構想の見直しを実施し、集合処理区域の縮小を図ったところである。

しかし、それでもなお集合処理区域の中には未整備地区が多く残っており、国から示された汚水処理施設の 10 年概成（令和 8 年度末まで）という目標を達成するには、今後はさらなる見直しを行う必要がある。

公共下水道の江津西処理場においては、当初から自家発電設備が計画されていたが、段階的な施設の拡張に併せて実施することになっており、現在はまだ整備されていない。

近年の異常気象による災害が頻発する中、安定した施設運用を行うため、処理場における電源喪失対策として自家発電設備の設置が急務である。

公共下水道施設は、供用年数が15～16年、桜江の農業集落排水施設は15～20年が経過しており、今後は処理施設や管路施設の予防保全的な点検・調査を行うとともに長寿命化対策を含めた維持管理・修繕・改築等への対応も課題となっている。

③し尿及びごみ処理施設

生活排水の処理については、公共下水道や農業集落排水事業等により基盤整備を推進しているが、公共下水道の進捗が遅れており、水質浄化と住環境改善のため、公共下水道の早急な整備と農業集落排水事業の各家庭への接続、合併処理浄化槽整備補助などによる汚水処理率の向上を図る必要がある。

また、し尿処理については、公共下水道汚泥とし尿処理を合わせて行うMICS事業により整備した江津浄化センターにおいて、平成31年4月から処理を開始しており施設の安定的な稼働が求められている。

ごみ処理については、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となっている。

本市では、平成14年より江の川リサイクルセンターにおいて、分別収集された資源ごみのリサイクルを進めてきたが新たに始まった小型家電リサイクル法に基づき、令和元年度には、旧ごみ焼却場跡地に使用済小型電子機器等のストックヤードを整備し、令和2年4月から使用済小型家電リサイクルを行っている。

こうした取り組みを推進するために、3R運動（排出抑制、再利用、再資源化）を展開しており、引き続き意識啓発を行っていく必要がある。

最終処分場については、平成7年度の使用開始から20年あまりが経過し、埋立地の残余面積がひっ迫した事を受け、平成28年度に最終処分場の嵩上げ工事及び浸出水処理施設改修工事を実施し、施設の延命化を行った。

一方、島の星クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）、江の川リサイクルセンター（資源ごみ処理施設）、浜田地区広域行政組合で管理運営するエコクリーンセンター（可燃ごみ処理施設）については、使用開始から20年近くが経過し、老朽化した施設・設備の計画的かつ効率的な維持管理と改修が必要となっている。

④火葬場

江津市では火葬施設江津斎場について、使用者サービスの向上と効率的な管理運営を行う目的で指定管理者を指定して管理運営を行っている。現在平成22年の使

用開始から 12 年目を迎える、火葬炉設備の計画的な改修が必要となっている。

火葬施設は住民生活になくてはならないものであり、効果的効率的な管理運営や、人生終焉の場にふさわしい安らぎのある空間とすることが求められている。

また、平成 30 年に桜江町の火葬場清光苑が閉鎖したことに伴い、市内で唯一の火葬施設となったことから、災害時も含め安定的な火葬業務の継続を図ることが必要となっている。

⑤消防・救急・防災施設等の整備

本市の消防・救急業務は、常備消防として江津邑智消防組合、江津消防署及び江津消防署桜江出張所を設置し出動に備えている。広範な市域をカバーし、迅速な出動及び活動が可能となるよう組織のあり方や、消防団との役割分担を検討するとともに、資機材の更新を計画的に進める必要がある。

消防団は、本部及び 23 分団で組織し、地域の防災活動の主軸として活動している。

しかし、人口の減少、高齢化等により団員の確保が困難であるとともに、施設設備の老朽化が進む中、今後建て替えや修繕、資機材の更新を計画的に図っていく必要がある。また、消火活動に必要な防火水槽や消火栓についても、十分に配置している状況ではなく、スムーズな消火活動が行えるよう整備が必要である。

また、総合的な防災施策としては、未曾有の大災害となった東日本大震災や平成 25 年、平成 30 年、令和 2 年の豪雨災害など、過去に本市で発生した数々の災害の経験と教訓を基に、地域住民と一体となった防災・減災への取り組みが求められている。

地域の防災力を高めるためには、地域住民自らの防災意識の高揚はもとより、互いに助け合うためのシステムの構築が不可欠であり、自主防災組織等の育成強化を進めていく必要がある。

また、高齢者や障がい者など防災対策に配慮が必要な方（要配慮者）の避難支援対策が喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の現状や避難路などを記入できる防災マップの作成や避難所についての対策が必要である。

災害時に防災情報を確実に市民に伝えるため、防災行政用無線（戸別受信機及び屋外拡声子局）を全市域で聞くことができるよう整備を進めている。

また、全国瞬時警報システム（J アラート）と連動させることで、緊急情報（地震、津波、武力攻撃等）を瞬時に伝達できるシステムを構築している。

現在、本市の防災行政用無線（同報系）施設はデジタル化が完了したが、防災行政用無線（移動系）は依然アナログ型を使用しており、通信施設も老朽化していることから、新たな通信設備の整備が課題となっている。

⑥公営住宅

本市の公営住宅は平成 23 年度に市内中心部の老朽 4 団地の集約建替えが完了し、現在は市営住宅 23 団地 360 戸、定住促進住宅 5 団地 34 戸、若者定住向け公社賃貸住宅 4 団地 24 戸、都市再生住宅 1 団地 5 戸の合計 33 団地 423 戸を供給している。

しかし、このうち市営住宅 12 团地 150 戸については令和 2 年度末において耐用年限超過となっており、令和 7 年度末には更に市営住宅 3 团地 36 戸及び定住促進住宅 3 団地 16 戸が耐用年限超過となる。また、その他の多くの住宅においても多くが老朽化しており、市民の居住ニーズに対応できない状況にある。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の住居の安定を図るため、民間市場だけでは不足する住宅を供給するという役割を担ってきたが、少子高齢化が進む中、一層の高齢者や障がい者等に配慮した住宅供給が求められているとともに、子育てしやすい環境づくりにむけた子育て世帯への住宅供給など、定住促進施策や福祉施策とも関連性を持つ重要な施策の一つとされている。

本市においては、高齢世帯及び住宅に困窮する若者子育て世帯が増加してきており、割高な民間賃貸住宅を避け、比較的に低家賃の公営住宅への入居需要が年々増加してきている現状がみられる。また、本市の住宅団地は市内一円に小規模分散配置されているものも多く、これらの集約整備を進めることで市街地整備の先導的役割も担っており、都市計画との連携が必要となっている。

⑦環境保全

本市では、自分たちの住む町をきれいにして気持ちよく生活したいという意識が高く、市内全域で自治会活動等の自発的な取り組みによる清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動、水質環境の保全活動が行われているが、人口減少と高齢化による担い手不足は環境活動の面でも例外ではなく、これまで住民により支えられていた環境活動の継続が難しくなってきており、空き地や空き家の雑草やそれによる害虫等の被害の問題も増加している。

また、近年梅雨末期の豪雨により江の川が氾濫し浸水被害が相次いだことの要因の一つとして、地球温暖化が生活環境に悪影響を及ぼしたものと考えられるが、こうしたことを、市民・事業者・行政全体が深く理解し、一体となって行動の変革を図る状況には至っていない。

⑧治水対策

本市の主要な河川である江の川は、中国山地のほぼ中央を貫流し日本海に注ぐ中国地方最大の河川である。その流域は広島・島根県に属し、流域面積 3,900 k m²（広島県側 2,640 k m²、島根県側 1,260 k m²）幹線流路延長 194.0 k m となっている。本市は江の川の河口に位置するため、豪雨時には江の川流域の雨水が集中し、河川の氾濫や堤防の決壊など、古くから水害に悩まされている。

昭和 47 年の大水害以降、江の川の治水事業として沿川地域の築堤事業、土地利

用一体型水防災事業、広域基幹河川改修事業での河川トンネルによる支線の切り替え工事等も進めているが、江の川上流域（広島県側）に比べ江の川下流域（島根県側）の堤防整備率は低く治水施設の整備は著しく遅れ、未だに無堤防地域が数多く残されており、近年の局地的且つ激甚化する豪雨により、平成30年、令和2年、令和3年と4年で3回の浸水被害が発生している状況である。

また、土砂災害防止法に基づく江津市の土砂災害特別警戒区域は、令和2年度に旧桜江町を追加区域指定し、市内全域の指定がなされたが、その区域に対する砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の整備率は依然低い状況である。

（2）その対策

①水道施設

水道事業におけるアセットマネジメントを反映した「江津市水道事業経営戦略」を策定している。この経営戦略は、「中長期的な経営の基本計画」として、水道施設や設備の更新、改良等の投資計画と、それを反映した財政収支見通しの推計を行っている。この「江津市水道事業経営戦略」に基づき、管路等の施設や機械設備の更新を計画的に実施する。

②汚水処理施設

過疎地域における定住条件の一つとして、快適な都市型の生活環境施設の整備があり、特に都市部に比較して遅れている汚水処理施設の整備が重要である。そのため、快適な生活環境はもとより、都市との交流や若者の定住対策、U I ターン者向けの空き家の有効活用等を促進するためにも、汚水処理施設の市全域への普及が求められている。地域の実態や特性に見合った整備手法（公共下水道・農業集落排水、合併処理浄化槽等の組み合わせ）を選択し、計画的かつ効率的な整備を進める。具体的には、現在整備中である中心市街地を含む公共下水道の江津西処理区の区域拡大を推進し、住民の合意形成と財源の確保に努め、段階的に整備を推進するとともに、集合処理の実施が困難な地区については、合併処理浄化槽の設置・普及に取り組む。

整備の方針については、人口減少に伴う将来人口予測に基づき地域の特性や財政事情を踏まえ、計画的かつ効率的な整備手法を検討する必要があり、公共下水道の既整備計画、江津市汚水処理施設整備構想（公共・農集の集合処理区）の見直しや、集合処理区縮小に伴う合併処理浄化槽（個別処理）の整備手法等を検討する。

現在の事業計画の計画年度が平成30年度から令和6年度となっており、令和7年度までには次期事業計画の変更を行う必要があるため、この計画変更にあわせて全体計画区域の見直しを行う。

江津西処理場の電源喪失対策としては、令和2年度に自家発電設備の詳細設計が完了している。

令和3年度より電気設備工事に取り掛かり令和4年度には事業完了を予定してい

る。

住民に対する普及啓発は、汚水処理の実効性を高め、事業経営の安定化を図るためにも重要課題の一つであるが、汚水処理施設整備への理解や家庭での生活排水意識の向上のため、説明会や出前講座の開催、広報誌・ホームページへの掲載、供用開始地域を対象に接続促進のための回覧・チラシ配布や戸別訪問等市民への啓発活動を推進する。

また、流入汚水量の増加に伴う処理施設の整備を図るとともに、効率的な設備・運転管理を行うことによるランニングコストの抑制を図ることや適切な水質管理等、処理施設の適正な維持管理を行う。

処理場をはじめとする施設の長期的な安定を確保する改築・更新に対応するため、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設の最適整備構想計画を策定し、計画的な維持管理を図るとともに必要な改築事業及び機能強化を行う。

③し尿及びごみ処理施設

生活排水の処理については、河川など公共用水域の水質保全のため、公共下水道や農業集落排水などの基盤整備に努め、各家庭や事業所等の接続を推進し、面的整備が非効率な地域については、合併処理浄化槽整備補助を行う等により、市民の環境保全意識の啓発を図りながら、個人・家庭レベルからの環境保全への取り組みを推進する。

また、江津浄化センターの施設の修繕等については、下水道汚泥処理計画と一緒に実施する。

市内から排出されるごみの削減のため、江の川リサイクルセンター、使用済電子機器等のストックヤードを有効活用し、ごみの減量化や再資源化につながるリサイクル活動の推進のために3R運動（排出抑制、再利用、再資源化）を進め、資源を有効活用し、ごみの減量化を図る事と併せて、このシステムを構築するため、市民への意識啓発を図る。

また、島の星クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）、江の川リサイクルセンター（資源ごみ処理施設）及びエコクリーンセンター（可燃ごみ処理施設）の既存の施設・設備の更新については、今後の少子化等による人口減少や社会的なごみの排出抑制の流れによるごみ量の減少、及びプラスチックごみのリサイクルに向けた国の施策等の動向を注視しながら、本市の規模に見合った適切な施設・設備の選定を行い、改修を行う必要がある。

④火葬場

令和4年度で指定管理者の指定期間が満了するため、新たに次年度からの指定管理者の公募及び選定業務を行う。

施設の効率的安定的な管理運営については、指定管理者と連携して日常からの適切な保守点検や維持管理を行なながら、計画的な施設設備の改修を都度精査して行

い、施設全体の延命化を図っていく。

また、使用者に寄り添った対応と、故人とのお別れの場にふさわしい落ち着いた雰囲気づくりに配慮し、内部空間だけでなく周辺地域と調和した安らぎのある環境整備に努めていく。

⑤消防・救急・防災施設等の整備

常備消防の組織が、迅速で確実な活動を展開するため、消防施設の建て替えや消防・救急資機材、車両の更新及び高度化を図る。

消防団の活動が迅速に行えるよう、消防格納庫の建て替えや修繕、消防ポンプ積載車や小型ポンプの更新、防火水槽や消火栓などの消防水利の設置を推進する。

地震などの災害に強いまちづくりを推進するため、避難所などの公共施設等の耐震化を促進するとともに、万一の災害発生に備えた備蓄品の整備や一般避難所、福祉避難所、緊急避難場所の周知、避難経路などの確保を行う。

自主防災の機運を高めるため、各種講演会や研修会、防災訓練を行うとともに、組織の立ち上げに向けて支援を行い、自主防災組織の構築を図る。

これらを通じて市・消防関係機関・地域住民間との連携を図り、高齢者や障がい者など防災対策に配慮が必要な方（要配慮者）の避難支援対策の充実・向上にも努める。

また、災害時に住民が迅速に対応できるよう、土砂災害や洪水、震災に関する防災マップを適宜作成して全戸へ配布するとともに、市のホームページなどでも確認できるようデジタル化を図る。

災害情報を確実に伝達する手段として、今後も防災行政用無線戸別受信機の普及促進を図るとともに、屋外拡声子局の整備を進め、市内全域で情報が聞こえるように整備を図る。

また、これと並行して防災行政用無線（移動系）に替わる新たな通信設備の検討・整備を行う。

⑥公営住宅

平成 21 年度に策定した江津市住生活基本計画（第 2 次住宅マスタープラン）及び江津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、各団地の老朽度や地域性を考慮し、計画的な集約建替えや維持管理を行っていく。令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、嘉戸団地 36 戸のうち 12 戸をシビックセンターゾーン内に建替えを行う。また、残り 24 戸と江津市東部に存在する老朽住宅団地、3 団地 22 戸の集約建替えについての検討を行う。

また、維持保全対象の住宅団地については、住民の多様な居住ニーズに対応できるよう優先順位を明確にした上で住戸改善を進める。

⑦環境保全

地域の清掃や除草、花壇整備などの環境美化活動、水質環境の保全活動について、住民の力で地域の環境を守る取組を支援するため、自治会や、江津市衛生組合協議会が行う環境美化やごみの分別収集・適正処理等衛生面の普及向上の取り組みを行政と協働して行う。

また、地球温暖化対策については、江津市地球温暖化対策実行計画を推進するため、本市における温室効果ガス排出削減の主な取り組み主体である江津市地球温暖化対策推進協議会に補助金を交付し、連携して3R運動や低炭素社会の推進について啓発事業を実施する。

⑧治水対策

治水整備事業は、地域住民の生命・財産を守ることはもとより、地域の活性化や地域の持続化を図るうえでも必要不可欠なインフラ整備である。

近年激甚化する風水害に対し、国土交通省では従来の河川整備事業という枠組みを超えて、流域治水としてあらゆる機関との連携、多様な手法を用いて事業の加速化を図ることとしている。

そのため、令和3年4月に設立され、国、県、沿線市町で構成される江の川流域治水推進室に江津市も参加し、事業の推進を図るとともに、江津市の重点施策として治水事業を推進していく必要がある。

島根県に対しても、国と同様の流域治水の考え方のもと、八戸川水系や都治川など従来の河川整備計画の枠に捉われず、事業着手・事業推進を要望していくとともに、他の河川においても緊急度の高い河川から隨時整備する必要がある。

また、近年激甚化する土砂災害に対し、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業についても継続的且つ迅速に事業の促進を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 ○上水道	簡易水道統合整備事業	江津市	
		配水管布設事業	江津市	
		水管橋長寿命化事業	江津市	
		水道設備更新事業	江津市	
		配水管支障移転事業	江津市	
	(2) 下水処理施設 ○公共下水道			
		公共下水道事業（江津西処理区）	江津市	
		公共下水道事業（波子処理区）	江津市	
		公共下水道事業（下水道ストック マネジメント調査改築事業）	江津市	
	○農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	江津市	

(3) 廃棄物処理施設 ○ごみ処理施設	エコクリーンセンター基幹改良事業	浜田地区 広域行政組合	
	不燃物処理場整備改修事業	江津市	
	火葬場整備改修事業	江津市	
	防火水槽整備事業	江津市	
	消火栓整備事業	江津市	
	消防格納庫整備事業	江津市	
	小型動力ポンプ整備事業	江津市	
	小型動力ポンプ積載車整備事業	江津市	
(4) 火葬場	緊急自動車等更新事業	江津邑智 消防組合	
(5) 消防施設	公営住宅長寿命化事業	江津市	
	定住促進住宅整備事業 (東高浜地区定住促進住宅整備事業)	江津市	
(6) 公営住宅	環境保全活動推進事業（環境衛生組合協議会一般事業補助金、地球温暖化対策補助金）	江津市	
	花街道整備事業	江津市	
	公共建築物除却対策事業	江津市	
(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 ○環境 ○危険施設撤去	土地利用一体型水防災事業（川平地区）	江津市	
	急傾斜地崩壊対策事業負担金	島根県	
	飲料水確保対策事業	江津市	
	緊急排水ポンプ整備事業	江津市	
(8) その他			

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共下水道事業については「江津市公共下水道事業計画」、農業集落排水事業については「江津市農業集落排水最適整備構想」、公営住宅については「江津市公営住宅等長寿命化計画」、エコクリーンセンターについては「エコクリーンセンター基幹的設備改良工事長寿命化計画」に基づき、施設の更新、長寿命化等を計画的に実施する。

このほか、本計画における公共施設のあり方については、「江津市公共施設等総合管理計画」の考え方を基に、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉等

子どもを産む世代の人口が少なく、子どもの数が年々減少している。小家族化が進行し、家庭内で育児に関わる大人が少ないとによる保護者の育児負担の増加や、乳幼児と関わる機会がないまま出産を迎えることにより、育児に関する不安や悩みを抱え込んでしまうことが考えられる。このため、妊産婦が妊娠・出産期を安心して過ごし家族と共に出産を迎えることや、育児不安を軽減するため、地域全体で子育てを支援する取組が必要である。

また、保護者の就業形態の多様化、ライフスタイルの変化、子育てに対する経済的負担感の増大等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する必要がある。

特にひとり親家庭では、生計を一人で担うと同時に、子どもの養育を含む生活面の不安を抱えている場合が多く、経済的支援に合わせ、様々な悩みに対する相談支援体制の充実を進めていく必要がある。

また、市内の公立・私立保育所の多くが老朽化しており、今後、建て替え・改修等が必要となっている。

②高齢者福祉

要介護状態が進むにつれて居所を移す人が多く、また在宅で看取られるケースも県内、圏域内において少ない状況から、本市では住み慣れた地域で生活し続けることが難しいという課題が浮き彫りになっている。

また、本市の要支援・要介護認定率及び平均自立期間は介護予防活動の一定の成果により改善傾向にあるものの全国、県平均との比較では依然として下位に位置している。さらに今後は高齢化率や 85 歳以上の高齢者の増加を見据えて、介護予防だけでなく低栄養や虚弱（フレイル）といった健康課題に対する取り組みも推進していく必要がある。

なお、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスが受けられるだけでなく、生活上の課題に対して地域特性を反映させた解決を図るとともに生活の質そのものの向上を目指すことが必要であり、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加を背景にその重要性が増してきている。

一方、サービス提供体制に関しては、生産年齢人口のさらなる減少と要支援・要介護認定率の上昇予測を理由に深刻な介護人材の不足が懸念されており、人材確保に向けた新たな対策が求められている。

また、自立して生活することに不安のある高齢者の受け皿となっている高齢者生活福祉センターについては、老朽化が進んでおり、計画的な整備・改修が必要となっている。

③障がい者の保健及び福祉

本市においては「ともに築くノーマライゼーションのまち」を基本理念とする江津市障がい者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で、ともに生活できる社会を築くため、国の制度や市独自の制度等により、様々な事業を展開しているところである。

障がいのある人の状況は、いずれも令和2年3月末時点で身体障害者手帳1,244人、療育手帳332人、精神障害者保健福祉手帳294人の所持者がおられ、身体障がい者は減少傾向、その他は増加傾向である。

浜田市と構成する浜田圏域自立支援協議会においてサービスの構築が進められているが、多様化する障がい福祉ニーズや地域移行への対応は十分とはいえない状況である。

加えて、医療費や交通費などについて不安を感じている人も多く、経済的負担の軽減を図るとともに、さらなるサービス基盤の整備を進めていく必要がある。

④地域福祉

少子高齢化の進行や、家族形態の変化により、市民ニーズや地域の課題は多様化、複雑化しており、国における社会福祉に関する制度や方向性も変化を続けている。

誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民や自治会、地域コミュニティ交流センターの地域福祉体制の再構築、ボランティア団体等関係機関の活性化とこれらを有効かつ効率的に活用するためのコーディネート機能の整備や強化が必要となっているが、担い手が不足しており、人材を育成することが喫緊の課題である。

⑤健康づくり

成人・高齢者保健については、健康増進計画の基本方針に基づき、健康診査から自らの健康状態を知って、生活習慣の改善を自主的に実施する健康づくりと、地域ぐるみの健康づくりを推進しており、平均寿命や健康寿命の延伸を目指している。

平均寿命は伸びてきているものの島根県と比較すると、男性で0.81歳、女性で0.23歳と短いが差は年々縮まっている。また65歳の平均自立期間も男性で0.62年、女性で0.4年島根県と比較すると短いが差は縮まっている。

年齢調整死亡率を見ると、がんは減少してきており、島根県よりも低くなっている。しかし脳血管疾患や心疾患は依然として高く、特に壮年期の男性は高い状況にある。本市の健康課題としては循環器疾患対策が重要課題となっている。

健康診査の結果から脳卒中や心筋梗塞などの大きな疾患につながる要因となっている高血圧や内臓肥満、脂質異常の有病率が高いことは変わらない。しかも30代や40代でもすでに医療的な管理を必要としている人が多く、循環器疾患および腎症重症化予防の個別指導を実施しているがハイリスク者は減らない状況である。

また、国民健康保険の疾病状況からは循環器疾患、がん、透析、精神疾患が罹患、医療費共に高いのは変わらない。

(2) その対策

①児童福祉等

子育てに対する不安感や負担感を軽減するため、「第2期江津市子ども・子育て支援事業計画」(R2.3月作成)に基づき、妊娠期から子育て期、学童期まで切れ目のない支援ができるよう、子育てサポートセンターと地域子育て支援センターと連携し、相談体制の充実や機能強化を進める。

また、保護者の多様な保育ニーズや利用しやすい環境づくりに対応するため、一時保育・延長保育・病児病後児保育などの保育サービスの充実を進めるとともに、子育てコストの軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境整備に努める。

ひとり親家庭に対しては、個別の相談にきめ細やかに応じられるよう、母子・父子自立支援員を設置するとともに、就労支援や各種福祉制度を適切にコーディネートし生活支援を行う。併せて、経済的支援として、入学支度金事業、ファミリーサポートセンター利用助成事業などを実施する。

また、保育環境を整えるため、市内公立保育所の計画的な整備・改修、及び私立保育所における建て替え・改修等の補助を行っていく。

②高齢者福祉

令和7年（2025年）を目指す「地域包括ケアシステム」の実現を国全体で図ることとされており、これを受け浜田圏域では第8期介護保険事業計画における基本方針として「生活者視点の地域包括ケア」を目指すべき将来像の一つに掲げている。介護保険などの公的なサービスだけではなく、地域の自主性や主体性に基づき、ともに支え合う体制づくりと浜田圏域及び本市の特性に応じた地域包括ケア体制の深化・推進を図る。

また、高齢期をいきいきと過ごすためには、元気なうちから健康づくりと介護予防を一体的に取り組んでいくこと、また生きがいを持つことや知識や能力を活かして地域で活動するなど社会的なつながりを持つことがフレイルを予防する観点からも重要とされている。高齢者があらゆる場面でこうした活動に積極的に取り組める環境づくりと意識啓発を進める。

なお、高齢者にとって安心な暮らしとは必要な支援やサービスの上に成り立つものであり、個別のニーズを的確に捉え地域特性を反映したものとの観点に立ち、地域支援事業の充実を図ることはもとより、個別課題または地域課題に対応する機能的な支援体制を地域ぐるみの取り組みとして構築していく。

一方、介護サービスを支える介護人材については、その不足が徐々に顕在化している状況から、これまで以上に積極的な登用と介護人材の離職防止につながる取り

組みを通して今後深刻化が見込まれる労働力の急激な減少を防ぐとともにロボットやＩＣＴの技術の利活用により生産性の向上と負担の軽減を図り、効率化によるメリットとしてサービスの質の向上を目指す取り組みを促進する。

また、高齢者福祉の拠点施設である高齢者生活福祉センターの整備・改修について、計画的に実施する。

③障がい者の保健及び福祉

本人の意思を尊重しながら、住み慣れた地域で自分らしく希望する生活を送ることができるように、障がい福祉サービスなどの充実を図っていく。

また、地域移行に向けて積極的な支援に努めるとともに、地域で障がい者を支える体制づくりを進めていく。

就労に向けた支援については、支援機関との連携を強化するとともに、各機関の特徴を生かしながら、個々のニーズや能力にあった就労支援や施設での工賃水準の向上を図っていく。

治療への支援については、適切な医療が継続的に受けられるよう、負担の軽減を図っていく。また、制度の周知、情報提供を引き続き行っていく。

④地域福祉

子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現することにより、支え手側と受け手側に分かれのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

市民の一人ひとりが自発的に地域の助け合いの一翼を担えるよう、きっかけづくりから具体的な行動までのコーディネート機能を強化し、市民と行政の取り組みの相乗効果によって地域福祉の向上を図る。また、市民のニーズに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者の地域福祉への協力を促進し、計画の着実な推進に努めるとともに、苦情の解決や権利擁護体制を充実し、利用者本位の福祉サービスを推進する。

⑤健康づくり

健康増進計画に基づき、成人保健については、生活習慣病の予防知識の普及とともに生活習慣の改善を図る。健康診査の受診率を上げて若いうちから自らの健康に关心を持たせることが重要である。職域保健部会を中心に健康診査から生活習慣改善への意識づけや支援を図ることにより、疾病の早期発見・早期治療に努める。

健康課題の循環器疾患対策としてハイリスク者に個別指導を医療機関と対応を協議し連携を図りながら進めていくことが重要であり、その仕組みづくりの再検討が急務である。

高齢者保健については、各種健診をもとに、健康教育・健康相談の充実、介護予防や認知症の予防活動など、保健事業と介護予防を一体的に推進できるように地域コミュニティを中心として地域ぐるみで取り組めるよう支援する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1)児童福祉施設 ○保育所	私立保育所施設整備補助事業	民間事業者	
		公立保育所整備改修事業	江津市	
		高齢者生活福祉センター整備改修事業	江津市	
		特別保育事業（障がい児保育、延長保育、一時保育、病児病後児保育事業、地域子育てセンター事業）	江津市	
		保育士確保対策事業（保育士就労奨励金事業、途中入所児童受入推進事業）	江津市	
		ファミリーサポートセンター事業	江津市	
		地域子育て支援拠点事業	江津市	
		次世代育成支援推進事業	江津市	
	○高齢者・障がい者福祉	利用者支援事業	江津市	
		赤ちゃん登校日事業	江津市	
		一人親家庭支援事業（小中学校入学支度金、ファミリーサポートセンター利用料助成事業）	江津市	
		乳幼児等医療費助成事業	江津市	
		児童等入院助成事業	江津市	
		高齢者生活福祉センター事業	江津市	
		地域支援事業（地域支援・介護予防・日常生活支援総合事業）	江津市	
		地域支援事業（地域支援・包括的支援事業）	江津市	
		地域支援事業（地域支援・任意事業）	江津市	
		福祉タクシー事業	江津市	
	○健康づくり ○その他	通院交通費助成事業	江津市	
		精神障がい者医療援助事業	江津市	
		健康増進事業	江津市	
		こんにちは赤ちゃん事業	江津市	
		母子保健事業（不妊治療支援事業）	江津市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保育施設については、「公共施設等総合管理計画」の基本方針及び「江津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちの安全を確保するため、施設の長寿命化及び建て替え等に伴う支援を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

①医師の確保

平成30年に島根県では「島根県保健医療計画」を定め、その中では医師をはじめとした医療従事者の確保を必要とする地域への対応方針が示されている。

本市においては中核病院での医師不足、開業医の高齢化・後継者不足等により、医師確保はこれまで以上に深刻な状況になっている。

特に、本市の地域医療の中核を担う済生会江津総合病院においては、診療科の多くを大学からの派遣医師による診療で維持してきたが、大学医局でも医師数が減少してきた等の事情により、常勤医師の派遣が困難になってきており、診療科の縮小や非常勤医師により診療科が維持されている状況にある。常勤医師の減少は、夜間、休日の救急医療も担当する医師の負担増となっている。

今までは、中核病院が担う救急告示や災害拠点、周産期医療、小児救急や地域医療を後方支援する拠点病院としての機能に支障が出ることも予測され、市民が安心して医療を受けられる体制確保も困難な状況になりつつある。

②看護職等医療従事者の確保

島根県が策定した平成30年から令和7年までの「看護職員需給見通し」では、就業看護職員数（供給）は増加し、浜田圏域においても増加傾向となっている。しかし、産休育休取得者の増加、夜勤体制の見直し、勤務環境改善を理由に需要も増加し、さらには介護保険施設等でも利用者の増加に伴い、看護職員の需要が増加するなど依然として充足率が低い状況が続いている。

公的病院である済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センターにおいても看護職員の不足は深刻な状況にある。特に済生会江津総合病院では、常勤医師数の減少も重なって病床数の削減、病床機能の変更による看護職員等の業務負担が増加するなど、その改善も急務の課題となっている。

また、市内の病院においては、出産や乳幼児の育児などを理由とする休職者や夜間の勤務ができる看護職員等の減少による夜勤体制の確保に苦慮している現状に加え、年々40歳以上の就業者の割合が増加するなど、医療従事者の高齢化も大きな課題となっている。

済生会江津総合病院では、将来を見据え、市内の中学校、高等学校において医療講演会を開催するなど、市内の医療機関において看護師などの医療に従事することを目指す人材の発掘にも積極的かつ地道に取り組んでいる。

③医療機関の役割分担と地域包括ケアシステムの構築

一次救急については、かかりつけ医をはじめとして済生会江津総合病院の救急外来等、地域の実情に応じた体制がとられている。しかし、二次救急については、済

生会江津総合病院の常勤医師の減少に伴い、小児救急外来の受診など一部に支障も出ている。そのため、浜田市、出雲市などの病院への転院搬送（病院間搬送）も増加しており、搬送体制の確保など消防機関との更なる連携も重要となっている。

平成28年10月に、島根県では医療法の改正に伴い、「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年時点における医療需要と病床数の必要量を推計し、地域の実情に応じた将来のより良い医療提供体制の実現を目指すため、「島根県地域医療構想」が策定されている。その中で浜田医療圏域における現状と課題については、県西部の拠点的役割を果たしている浜田医療センターにおいても、診療科によっては医師確保が困難な状況にあり、済生会江津総合病院では医師不足のため急性期、救急医療の一部に支障が出ているとしている。このため、圏域内で必要とされる医療機能をどう確保、維持するのかを、中核病院である済生会江津総合病院と浜田医療センターとの間で、県、大学などの医療関係者を含めた協議を進める必要がある。さらには、病院間の機能分担をどう進めるのか、また、その機能を維持するために医師を含めた医療従事者を確保できるか否かが重要な課題である。

④公的医療機関としての機能の確保

本市唯一の公的病院である済生会江津総合病院においては、特に、常勤医師の減少から、病院の外来や入院の利用者数が激減するなど、病院の経営状況は悪化している。

このため、病院では本市や済生会本部から財政的支援を受けながら、求められている救急、周産期医療等の機能維持と病院経営の健全化、改善を図るために、病床の機能転換や一部休止など、経営改善を進めている。しかし、常勤医師の確保に目途が立たないことなどから、抜本的な経営改善に至らず、経営状況は厳しい状況が続いている。地域医療体制に必要な機能維持のための医師確保や抜本的な経営改善が図られない中、中核病院としての存続を搖るがす事態にも発展してきている。

また、済生会グループ（江津総合病院、高砂ケアセンター、白寿園）においても、医療機能の集約、機能転換や連携強化を図るための取り組みを進めてきているが、済生会グループの医療・介護機能を併せ持つ特性や強みが十分に生かされていない。済生会江津総合病院の抜本的な経営改善には済生会グループの持つ医療・介護機能の特性を最大限に生かすことが不可欠であり、これまで以上の連携強化が求められている。

（2）その対策

①医師の確保

本市の地域医療拠点病院（済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センター）で必要とする診療科医師（常勤医師）については、医療機関と市並びに県とも情報共有、連携を図り、派遣元である大学医局への派遣要請を継続して行う。特に中核病院としての求める救急、周産期医療等の機能維持においては、非常勤医師による対

応も含めて確保を図り、そのための財政的支援も行っていく。根本的な医師確保としては、やはり常勤医師の確保が大前提であり、これには本市出身の地域推薦枠の医師・医学生（令和3年度現在10名）への期待は大きい。しかし、現状で市出身地域推薦枠医師が派遣、定着するには本人の選考する診療科によって困難な状況もある。拠点病院の求める診療科医師等の情報を適宜、地域推薦枠の医師・医学生に提供することでマッチングを図ることや義務年限後においても地元定着、貢献が図れる取り組みを拠点病院、しまね地域医療支援センター等とも協力、連携を図りながら進めていく。

また、必要不可欠な産科医や救急勤務医については、過酷な勤務状況においても定着、確保を図るための処遇改善について、引き続き財政支援を行う。拠点病院に勤務する医師の定着、継続した派遣医師の確保を図るため、医師の学術研修等への参加支援も引き続き行う。

さらに令和元年6月に済生会江津総合病院と市医師会等により設立した地域医療連携推進法人「江津メディカルネットワーク」の設立目的の一つである開業医の後継者の早期帰郷や地域医療提供体制の新たな取り組みなどをアピールすることで新たな人材の確保を図る。済生会グループ（病院、高砂ケアセンター、白寿園）の特性を活かした医療・介護の連携、地域包括ケアシステムの構築など病院の特徴、魅力化による人材の招致などの取組みについても支援を行っていく。

②看護職等医療従事者の確保

平成20年度から県立石見高等看護学院の地域推薦入学制度がスタートしており、本市出身者が令和3年度までに9名入学している。引き続き、この制度の活用をPRし、地元出身の看護師の増加と確保を図る。

地域医療拠点病院においては、医師と同様に、看護職員等の研修及び資格取得を支援してスキルアップを図り、事業所内保育施設の設置により子育て環境を整えることで、医療従事者の離職防止や人材の確保を図る。

中核病院である済生会江津総合病院については、救急医療、周産期医療の機能維持は本市にとっても不可欠であり、医師及び看護職員等の実情に応じた病院機能、病床数の検討も必要である。今後は看護職員等の高齢化も踏まえ、夜勤体制、業務負担の軽減など勤務環境の改善などによる離職防止、必要看護職員数の確保に向けた取り組みへの支援も行う。

また、今後、本市の地域医療拠点病院（済生会江津総合病院・西部島根医療福祉センター）については、それぞれ病院機能の特徴を活かした（済生会江津総合病院については、済生会グループ（病院、高砂ケアセンター、白寿園）の特性を活かした医療・介護の連携、地域包括ケアシステムの構築など、西部島根医療福祉センターについては、障がい者医療、発達障がい、療育支援など）魅力化の発信による人材の招致の取組みの検討、その支援を行っていく。

さらに看護学生に対する修学資金貸与などによる就業促進のほかに、将来、市内

の医療機関で看護師等として働くことを希望する人材を発掘、増加するための取り組みの支援を引き続き行う。

③医療機関の役割分担と地域包括ケアシステムの構築

かかりつけ医としての役割が大きい市内の診療所と、専門医療、入院医療への役割が大きい中核病院との役割分担、機能の在り方をこれまで以上に明確にすることでの連携強化、地域医療体制の推進を図る。済生会江津総合病院については、本市における一次救急医療及び二次救急医療の中核を担う機関であり、機能維持のための常勤医師、非常勤医師の確保に対する協力、支援を引き続き行う。

浜田医療圏域において高度救急から急性期医療の多くを担う浜田医療センターと済生会江津総合病院との役割について、救急医療における病院の機能、役割の明確化、さらに急性期から慢性期における病床機能、病床数など済生会江津総合病院の位置付けは非常に重要となっている。

急性期から慢性期医療、入院から在宅医療・介護連携など、本市だけでなく浜田圏域における済生会江津総合病院及び済生会グループ（病院・高砂ケアセンター・白寿園）の在り方によって医療連携体制、地域包括ケアシステムの構築は大きく変わってくる。求められる役割、機能が十分に果たせるように済生会本部、県とも連携、協力しながら支援を行っていく。

④公的医療機関としての機能の確保

本市唯一の公的病院である済生会江津総合病院に求められる救急医療や周産期医療等の機能を維持するために、必要とする常勤医師や診療科医師の確保に向けた取り組みへの支援を行う。

また、在宅医療を支える後方支援病院としての役割や地域で必要とされる病床機能、病床数の確保、さらには地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関としてなど求められる役割も大きい。

病院としての在り方と経営の安定化など課題も多いが、済生会グループ（病院、老健・特養等）の特性、機能を活かした病院の存続、経営改善に向けた取り組みに対して、協力・支援を行っていく。

（3）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 ○病院	地域医療支援対策事業 (地域医療施設整備補助事業)	済生会江津総合病院 ・西部島根医療福祉センター	
	(3)過疎地域持続的発展 特別事業 ○民間病院 ○その他	地域医療支援対策事業 (公的病院支援、産科医等確保対策、地域医療拠点病院支援)	済生会江津総合病院 ・西部島根医療福祉センター	
		地域医療確保対策事業（看護学生修学資金貸付、大学医学部等との連携強化、地域医療を守り育てる普及啓発）	済生会江津総合病院 ・西部島根医療福祉センター	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育等の振興

現在本市には、小学校7校、中学校4校があり、少子化による児童生徒数の減少が加速する中、学校の小規模化が進んでいる。小学校施設の大半が建築後半世紀を迎えるとしている状況を勘案し、施設整備も含めた「よりよい教育環境」を維持するため、小学校を中学校区の4校に集約するとした「第2次学校整備再編基本計画」を平成23年に策定し、まず西部地区の小学校統合に向け検討を進めている。

しかし、計画策定後かなりの期間が経過しており、児童・生徒数の減少など再度計画の見直しを行う必要がある。また、学校施設の耐震補強は、概ね完了したが、木造等の未補強施設と老朽化施設は、今後、計画的に改築・改修等を実施する必要がある。

学校給食については、江津市学校給食会が運営する江津学校給食センターと桜江学校給食センターにより、小学校、中学校に給食を提供している。児童生徒への安心・安全な学校給食を提供するため設備等の更新を計画的に行う必要がある。

次代の担い手である子どもが、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが重要な課題となっている。

また、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わり、家庭での基本的な生活習慣の乱れや、自然あるいは社会生活の中での実体験の不足により、社会性や協調性が失われ、自己中心的で自制心が弱くコミュニケーションがうまくとれない子どもが増えてきている。

そのような中、「生きる力」を育む取り組みや生まれ育った地域の歴史や文化を学び、ふるさとへの愛着と誇りをもたせる教育の推進により、本市の将来を担う人材を育てる必要がある。

また、令和2年度に全小中学校に整備したタブレット端末について、児童・生徒が様々な場面で活用できるよう進めていく必要がある。

さらに、児童・生徒を巻き込む事件、事故が多数発生している。児童・生徒の安全確保のため、地域と一体となった体制の充実を図る。

一方、小中学校と同様に江津高等学校やポリテクカレッジ島根など市内の複数の高等教育機関も生徒減などに直面しており、市内での豊かな教育機会を守るために、それら高等教育機関と連携した取り組みを推進する必要がある。

②社会教育及びスポーツの振興等

社会教育の振興等については、地域の総意を得た地域コミュニティ組織が市内全地区に発足し、その活動（役割）を担っている。

現在、雇用機会を求めての人口流出等による社会減や、少子化、高齢化に伴う自

然減の拡大の両方に起因した人口減少による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、地域活動維持や地域課題の解決のため、地域社会における自己実現のための「社会教育的手法によるまちづくり」は今後も重要度を増してくる。

一方で、学校支援や放課後支援の体制は整ってきてはいるものの、地域全体で教育の目標やビジョンを共有し、地域の子どもたちの「生きる力」を育むために、学校と地域をより強力につなぐコーディネート機能の確保が必要になってきている。

図書館や総合市民センターなどの社会教育施設は、住民の学びの場として重要な施設であり、整備、充実を図っていかなければならない。特に新たな図書館・歴史民俗資料館の建設は、多くの住民が望むところであり、具体的に建設計画を進めていく必要がある。

スポーツ振興については、スポーツは身体を動かすという人間の本源的な欲求に答えるとともに、爽快感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持に資するものである。

現在は、地域総合型スポーツクラブが設立され、様々なスポーツを市民が気軽に体験できる機会が提供できている。しかしながら、安定的な経営にはいたっておらず、今後の運営方法に課題が残る。

一方で、競技の専門性を極め、市民に夢と郷土の誇りをもたらすアスリート及び指導者の養成のための支援が必要となっている。市体育協会やスポーツ少年団等の支援を計画的・長期的視野で図って行く必要がある。

また、多くのスポーツ施設が老朽化しており、身近で安心に利用できる施設整備が継続的に必要となっている。

地域コミュニティ組織の活動拠点及び災害時の避難所でもある地域コミュニティ交流センターについても、多くが老朽化しており、計画的に整備改修を行う必要がある。

(2) その対策

①学校教育等の振興

地域の実情や将来の動向を見通した学校の適正規模・適正配置の観点を踏まえ、「第2次学校整備再編基本計画」の見直しを行い、再編に向けた取り組みを進める。

また、学校は「子どもたちの学習と生活の場」であると同時に「地域交流の場や防災の拠点」でもあるため、学校施設の耐震化の早期完了を目指すとともに、老朽化対策について、施設の長寿命化に係る整備を計画的に推進する。

学校給食施設について、児童生徒への安心・安全な学校給食を提供するため、計画的に設備等の改修を行うとともに、地場産物活用のための体制整備や食育の推進を図る。

学校教育の充実については、学習指導要領等の着実な実施により、新しい時代に求められる資質・能力（生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思

考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性等」）の育成を図る。

また、学習評価・学力調査結果分析等による指導法の改善やＩＣＴを活用した学びなど、「主体的・対話的で深い学び」のある授業の実現や探求心をかき立てる環境構成等の取組みにより、子どもたち一人ひとりに確実な資質・能力の定着を目指す。

併せて、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要としながら教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

さらに、体育・保健体育などの教科学習を軸としながら教育課程全体を通じ、子どもたちの「体力」「健康確保への意識」等の向上を目指す。

その他、児童・生徒の安全確保と遠距離通学へ対応するため、スクールバスの運行や登下校時における見守り隊によるパトロール、通学路の安全性の確保など、学校、児童や生徒、保護者、地域、警察等の連携による危機管理体制の向上を図る。

一方で、市内で学べる機会を確保するため、江津高等学校などの高等教育機関との連携を図りながら、必要な支援を行う。

②社会教育及びスポーツの振興等

人口減少による地域活力の低下を改善するために、地域コミュニティ組織については、地域の合意形成を図り、そこで得た意見を地域活動の維持、地域課題の解決を目指した活動に反映させ、地域の誰もが参加できる場とすることが重要である。

それを推進するための「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」を社会教育的手法により図っていく。

ふるさと・キャリア教育推進事業や教育の魅力化推進事業など本市の特色のある取り組みを継続することにより、学校と地域をつなぐコーディネーターを育成・確保し、地域全体で教育の目標やビジョンを共有し、地域の子どもたちの「生きる力」を育むとともに、社会の一員として地域に貢献しようとする意識を育む。

総合市民センターや桜江コミュニティセンターなどの社会教育施設については、長寿命化計画による安全で快適な施設を維持していくための營繕工事を隨時行い、市民の文化的な生活を支援する。

また、図書館については、地域住民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点として、多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービス提供の充実を図るための新たな図書館を整備するとともに、図書館相互の図書貸借や情報検索システム等のネットワーク化を進める。

併せて、歴史民俗資料館について、多彩な地域交流活動や、歴史・文化の情報発信、学習・教育活動を推進するため新たに整備するとともに、資料収集体制整備や継続的な企画展に取り組み、江津の誇れる歴史に触れる機会や江津の未来を考える機会を創出する。

スポーツ振興については、地域総合型スポーツクラブの充実や指導者の育成、スポーツ推進員の活動により、人生の全ステージにおいて気軽に楽しく運動に親しむ

機会を安定的に提供する。これら「生涯スポーツ」の提供とともに、年代に応じた自己能力の追求やチャレンジ精神を醸成し、青少年の夢を育む「競技スポーツ」充実のため、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援し、その活性化を図る。

同時に、老朽化した体育施設を營繕し、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」を共に支援できる先端機能を有する施設を整備する。

地域コミュニティ組織の拠点である地域コミュニティ交流センターについては、計画的に整備改修を行う。また、平成30年災の影響により浸水した川越地域コミュニティ交流センターについては、避難所兼交流センターとして建て替えを行う。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ○校舎	西部統合小学校建設事業	江津市	
		小学校整備改修事業	江津市	
		中学校整備改修事業	江津市	
	○屋内運動場	小学校整備改修事業	江津市	
		中学校整備改修事業	江津市	
	○スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	江津市	
	○給食施設	給食センター整備改修事業	江津市	
	(3)集会施設、体育施設等 ○集会施設	地域コミュニティ交流センター整備改修事業	江津市	
		都市防災総合推進事業	江津市	
		東高浜地区集会施設整備事業	江津市	
	○体育施設	桜江体育施設整備改修事業	江津市	
	○図書館	図書館整備事業	江津市	
	○その他	総合市民センター整備改修事業	江津市	
		桜江コミュニティセンター整備改修事業	江津市	
		地域コミュニティ交流施設整備改修事業	江津市	
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 ○義務教育	学力向上支援員配置事業	江津市	
		指導主事配置事業	江津市	
		英語指導員（ALT）招致事業	江津市	
		学校司書配置事業	江津市	
		不登校等支援事業	江津市	
		江津市教育研究会助成事業	江津市	
		江津市小中学校体育連盟補助事業	江津市	
		実用英語技能検定料補助事業	江津市	
		読解力育成事業	江津市	
		スクールバス運行事業	江津市	
		ふるさとキャリア教育推進事業	江津市	
	○生涯学習・スポーツ	社会体育団体育成事業	江津市	
		図書館資料整備事業	江津市	
	○その他	人権教育推進事業	江津市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小中学校、給食センター、総合市民センターについては、「江津市教育施設長寿命化計画」に基づき、再編及び施設の長寿命化等を計画的に実施する。

このほか、本計画における学校教育系施設のあり方については、「江津市公共施設等総合管理計画」の考え方を基に、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

市内の半数以上の地域で高齢化率が40%を超える状況が発生しており、人口減少と相まって、今後のコミュニティ活動の維持が困難になり、安全・安心な暮らしに脅かされる状況が危惧される。

本市では、平成28年度に、市内すべての地区において地域コミュニティ組織が発足し、各地域の実情に合わせ、多岐にわたった積極的な活動を進めている。

地域コミュニティ組織を発足した地域は、その活動拠点として、地区公民館を地域コミュニティ交流センターへ移行し、地域を守る取り組みに利用できるよう施設用途の拡充を行った。

今後は、地域コミュニティ交流センターを拠点に、地域住民による支え合いや助け合い活動が生まれるとともに、買い物や地域包括ケアなど、暮らしのセーフティネットとして機能化していくことが必要となるため、行政とのさらなる連携が求められる。

(2) その対策

生活圏域を単位に形成された地域コミュニティ（住民自治）を中心に、互助・共助による地域コミュニティ活動を活性化させる。また、地域の「小さな拠点」として互助・共助の機能を集積し、地域の生活サービスを維持・確保することで、地域住民が住み続けられるよう支援を図る。

地域コミュニティと行政との連携により、通院や買い物の利便性の確保、自主防災・防犯活動などを推進し、地域において安心して住み続けることができるような仕組みづくりと環境整備を促進する。

農山村のもつ多面的機能（国土や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など）の維持・発揮を図る取り組みを進めるため、地域のまとまりを単位とした活動組織等を地域コミュニティが支援し、集落環境の保全、鳥獣被害の防止、農地等の適正な管理などを推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 ○集落整備	小さな拠点づくり推進事業	江津市	
		地域コミュニティ活性化事業 (地域コミュニティ実践事業)	江津市	基金事業
		地域コミュニティ活性化事業 (地域コミュニティ活動促進事業)	江津市	
		地域コミュニティ活性化事業 (地域マネージャー配置事業)	江津市	基金事業

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①伝統文化・伝統芸能等の保存伝承

古くから連綿と受け継がれてきている貴重な伝統文化・芸能は、伝承者の高齢化が進むとともに、次世代への継承が行われていない状況にある。

このことは、自分たちの住んでいる地域の歴史や伝統文化を振り返る機会の低下につながり、精神的な基盤の弱体化や「郷土を愛する心」の消失にもつながる。

国指定重要文化財を始めとした、県・市指定文化財や登録有形文化財、埋蔵文化財の保存・継承、石見根付・勝地半紙などの文化的財産に市民が接する機会を提供し、学習するための環境整備や体制づくりが喫緊の課題となっている。

②地域文化の振興等

本市には、江の川舟運と北前船の寄港地として栄え、交通の要衝となった江津本町をはじめ、今もなお良好な赤瓦景観を残す集落が多く存在している。

赤瓦の景観を財産として継承し、地域活性化の資源として活かすため、シビックセンターゾーンや江津駅前では多くの赤瓦を利用した公共建築物が見られ、新たな江津をイメージする市街地整備を進めている。

一方、民間住宅では、「石州赤瓦利用促進補助制度」を活用して、石州赤瓦の家並み景観の保全と創出を図っている。

また、地域の良好な景観を守り、赤瓦の街なみを活かした景観まちづくりを推進するため、「景観計画」を策定し、「景観条例」を制定し、「景観形成住民協定」の締結により住民主導の景観まちづくりにも積極的に取り組んでいる。

しかしながら、市民、事業者等に深く浸透している状況に至っておらず、建物の更新に際して、赤瓦から黒瓦に変更する、太陽光発電パネルの設置をする等の住宅が増えている。

本市の景観の特徴となっている石州赤瓦の家並みの保全、創出を促進し、赤瓦景観が失われることのないように赤瓦景観を守る継続的な取組みが必要となっている。

(2) その対策

①伝統文化・伝統芸能等の保存伝承

本市には脈々と受け継がれてきた豊かな民俗芸能・伝統文化、工芸品などといった文化遺産が数多くあり、これらの記録や伝承、継承・保存、さらには活用に取り組むとともに、これら文化遺産を受け継ぐ後継者の育成に努める。

また、かけがえのない貴重な文化的財産を後世に伝えていくため、有形・無形文化財や埋蔵文化財の保護に努めるとともに、文化に関わる多機能・広域的な地域拠点施設の活用と整備を進め、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、市民が

文化財にふれあう機会や交流の場を提供する。

本市の誇る歴史的な景観の保護、地場産業である石州瓦・石見焼の歴史や石見根付、勝地半紙などの郷土文化の学習と併せ、これらを引き継ぐ継承者の育成を促進する。

②地域文化の振興等

平成 26 年度に策定した江津市景観計画に基づき、市民、事業者、行政の連携と協働により景観まちづくりを推進する。

シビックセンターゾーンや江津本町など景観形成重点地区は、本市の代表的かつ象徴的な景観形成地区として整備誘導を進める。

また、江津駅前地区や有福温泉地区などの重点候補地区は、住民の合意形成を図り、早期に重点地区への移行を推進するとともに市内 23 ヶ所を候補としている赤瓦景観保全地区については、住民協定締結を促進し、住民主導の景観まちづくりを推進する。

(3) 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 ○地域文化振興	文化財保護事業	江津市	
		景観まちづくり推進事業 (赤瓦景観まちづくり推進事業)	江津市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

「自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり」を目指し、再生可能エネルギーの導入・活用を推進することとしている。本市においては、県企業局による風力発電所や水力発電所、民間事業者による風力発電所、太陽光発電所やバイオマス発電所が稼動しており、山陰有数の発電量を誇っている。

また、再生可能エネルギー施設を産業観光資源として捉え、市内外に広くPRすることで、交流人口の拡大を図ることが求められている。

(2) その対策

再生可能エネルギーの導入・活用の観点からは、地元で生み出された再生可能エネルギーが地元で消費される「地産地消」を推進し、地域の特性を活かした多様な電力の活用、木質バイオマス発電所やチップボイラーなどをはじめとしたバイオマスの活用、太陽光発電などの公共施設への整備などを行う。また、再生可能エネルギーへの理解を深める啓発活動・情報提供を行う。

観光の観点からは、再生可能エネルギー施設を活用した産業観光としてのルート開発などを行う。

1.3 過疎地域持続的発展特別事業分（一覧表）

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業概要	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	シティプロモーション推進事業	市内外に向けたプロモーション活動を行い、移住・交流の促進と市内におけるシビックプライドの醸成を図る。	江津市	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		空き家バンク事業 (U I ターン定住空き家修繕補助事業)	U I ターン希望者の定住を促進するため、入居する空き家に修繕が必要な場合に補助金を交付する。	江津市	
		ワークステーション江津事業	市の持つ企業情報や定住情報と、ハローワークの持つ求人情報・職業相談・紹介機能を一体化し、利用者への利便性確保及び企業への総合的支援を行う「ワークステーション江津」を運営する。	江津市	
		地域雇用活性化推進事業	魅力ある雇用を創出するための事業所を対象としたセミナー、就職促進によるマッチングを図るための合同企業説明会の開催等を行う「江津地域雇用創造協議会」に対し支援を行う。	協議会	
		駅前地区総合整備事業 (まちづくり活性化事業推進支援)	高齢化・空洞化により賑わいを失いつつある中心市街地の再生を図るために、江津市都市再生整備計画の区域内を活動拠点として、積極的にまちづくりの活動をしている地域の団体に対し補助金を交付する。	江津市	
		産業人材確保対策事業	市内企業に対して、職場環境の改善と若者等求職者への情報発信力向上させるセミナー、研修等を行う。	江津市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	特産品振興対策事業 (野菜等の生産基盤整備事業)	生産基盤の整備に資する農業用パイプハウス施設等の整備にかかる経費を補助する。	江津市	産業の振興のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		水田農業構造改革対策推進事業	水田を有効活用し遊休農地の解消と地域の活性化を図るために、米の需給調整や転作に取組んだ農業者等にその経費を補助する。	江津市	
		農業振興対策事業 (中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業)	(中山間地域等直接支払交付金) 適切な農業生産活動等がなされ、道路や水路等の共同管理の充実や整備を図り、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図るために、農業生産条件不利地域の集落に対し、交付金を交付する。 (多面的機能支払交付金) 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、農業集落の維持と遊休農地の防除、農村環境及び農地の保全管理の支援を行う。	江津市	
		地産地消推進事業	農林水産物直売所の年間を通じた安定供給のため営農技術指導・消費者ニーズと生産・出荷のマッチング等の業務のほか、学校給食への野菜全量供給における地産地消事業において必要不可欠な営農コーディネーターの配置をJAに委託する。	江津市	
		農林水産物直売所支援事業	農林水産物直売所の販売促進・PR活動にかかる経費を助成する。	江津市	
		有害鳥獣被害対策事業	鳥獣の被害軽減と農業振興及び集落の存続を図るために、鳥獣害対策に取組む集落及び農業者等に対し、その経費を補助する。	江津市	
		みんなでつなげる有機の郷事業	有機農業者の生産関連施設・機械や販売・加工関連施設・機械の整備へ支援を行う。	江津市	
		地域林業循環創造事業	間伐材の買取りを促進することで施業不足の森林の解消及び所得の向上を図るために、チップ生産事業体に補助金を交付し、地域林業の循環を創造する。	江津市	
		林業作業員雇用安定化対策事業	各種社会保険制度を定着させようとする森林組合に対して、社会保険料の事業者負担分を補助することで、地域林業の担い手である森林組合作業班員が安心して働ける職場の環境を作り、作業班員の安定的な育成確保を図る。	江津市	
		水産振興対策事業（稚貝放流事業）	減少傾向にある水産資源を回復させ水産物の安定的な供給を図るために、アワビの稚貝を購入し放流する。	江津市	

		農林水産振興総合事業 (江津市6次産業化推進事業)	6次産業アドバイザーを設置し、地域資源の発掘・プラッシュアップ及び事業者マッチングを推進する。また、江津市6次産業創造戦略会議に補助金を交付し、市内事業者の新商品開発や開発した商品の販路開拓等を支援する。	江津市	
		地域産業体质強化推進事業	事業者の競争力強化、産業の振興を図るため、積極的に新分野への参入等の取組みを行う中小企業に対し、その経費の一部を助成する。	江津市	
		商工団体振興事業（中小企業相談所補助事業）	中小企業の経営改善のため、相談員等を配置し、中小商工業者、とりわけ小規模事業者を対象に、経営を取り巻く様々な諸課題について無料で相談対応を行う。	江津市	
		産業振興支援事業	石州瓦や石見焼などの地場産業の振興を図り、関連産業の雇用を確保するため、専門人材の配置やPR・販路開拓などに関する生産者の事業活動を支援する。	江津市	
		商業活性化支援事業	地域経済の活性化、中小商業振興及び商業機能の維持向上に寄与するため、市内での新規出店、事業承継、移動販売、商業基盤施設の整備等を行う事業者に対し、事業に要する経費の一部を補助する。	江津市	
		地場産業振興センター運営事業	地場産業の振興を図るため、拠点施設である江津市地場産業振興センターの運営を行う。	江津市	
		観光協会等補助事業	江津市の観光振興を図るため、中核団体である観光協会に対し、事業にかかる経費を補助する。	観光協会	
		観光による賑わいづくり事業	地域資源の活用・受入環境の整備や、HPなどによる情報発信の強化・プロモーション活動の展開等を行う。	江津市	
		有福温泉活性化事業	温泉地として衰退する有福温泉街を再び活性化させるため、民間の事業者と一緒にになって再生に取り組む。	江津市	
		企業立地推進事業	新たな企業立地の促進、市内企業の規模拡大を促進するため、新たな企業投資を行う場合に奨励金を交付する。	江津市	
		サテライトオフィス誘致推進事業	サテライトオフィスへの企業誘致の推進、及び進出企業への移住支援補助金等の交付を行う。	江津市	
		コミュニティビジネス創業支援事業	地域資源活用によるコミュニティビジネスや地域課題解決型ソーシャルビジネスの起業や事業進出する企業等の創業（立ち上げ経費）を補助する。	江津市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住民税申告受付システム整備事業	システムを活用することにより、相談時間の短縮と計算誤りの防止を図ることで住民サービスの向上を図る。また、申告相談に習熟していない職員でも相談ができる体制が整い、過去データの参照やデータの管理など担当職員の負荷軽減・省力化を行う。	江津市	地域における情報化を推進するために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	交通不便地域解消事業（生活交通バス事業）	交通不便地域及び交通空白地域における生活移動手段を確保するため、乗合による運送サービスを提供する。	江津市	交通施設の整備、交通手段の確保のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	環境保全活動推進事業 (環境衛生組合協議会一般事業補助金、地球温暖化対策補助金)	(環境衛生組合協議会一般事業補助金)環境保全活動を推進するため、環境衛生組合協議会が行う衛生思想の普及・啓発並びにこれに関連する事項について調査研究にかかる経費を補助する。 (地球温暖化対策補助金) 江津市地球温暖化対策推進協議会の取組みを推進するため、協議会が行う省エネ・3R活動に対して補助を行う。	江津市	生活環境の整備のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		花街道整備事業	美観形成と環境美化を図り、地域とともに豊かな自然環境のまちづくりを推進するため、市内の市有地、国道、県道、市道並びに公共施設の周りの緑地帯の剪定及び除草作業を住民に委託する。	江津市	
		公共建築物除却対策事業	活用見込みのない公共建築物をそのまま放置することは、老朽化による倒壊の危険性があり、市民の安全を脅かすこととなるため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ年次的に取組む。	江津市	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	特別保育事業（障がい児保育、延長保育、一時保育、病児病後児保育事業、地域子育てセンター事業）	保護者の就労形態の多様化や共働き、核家族化などのニーズに対応し、子育てる保護者が安心して生み育てられる環境を整備する。	江津市	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		保育士確保対策事業（保育士就労奨励金事業、途中入所児童受入推進事業）	(保育士就労奨励金) 保育士の確保が困難な状況から、新たに江津市で保育士となって保育所に勤務をする場合に 10 万円の奨励金を交付し、保育士不足の解消を図る。 (途中入所児童受入推進事業) 保護者が希望する入所日にスムーズに子どもを入所させるため、事前に途中入所に対応する保育士を確保している保育所に対し、その人件費の一部を定額補助する。	江津市	
		ファミリーサポートセンター事業	「子育てのお手伝いをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となって相互援助を行うものであり、その運営に要する経費を補助する。	江津市	
		地域子育て支援拠点事業	少子化・核家族化の中で、子育てに不安を持つ親の増加など地域での子育てができなくなっている状況から、子育てサポートセンターを中心とした地域子育て支援を推進する。	江津市	
		次世代育成支援推進事業	こどもまつりや手づくりコンサートなどを通じて、関係機関、地域、学生等ボランティアの協力で、市全体で子育てに対する意識啓発を行う。	江津市	
		利用者支援事業	子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する。	江津市	
		赤ちゃん登校日事業	児童が、学校で赤ちゃんや赤ちゃんの親と継続的に関わる体験を通じ、赤ちゃんの成長や命の尊さを心と肌で実感しながら、基本的なマナーをはじめ、コミュニケーション力、共感力、ホスピタリティマインド（思いやりの心）を育む。	江津市	
		一人親家庭支援事業（小中学校入学支度金、ファミリーサポートセンター利用料助成事業）	(小中学校入学支度金) 一人親家庭の経済的負担を軽減するため、児童の小中学校入学時に支度金を支給する。 (ファミリーサポートセンター利用料助成) 一人親家庭の経済的負担を軽減するため、ファミリーサポートセンターを利用する一人親家庭に対し、利用料の半額を助成する。	江津市	
		乳幼児等医療費助成事業	乳幼児の疾病的早期発見・早期治療及び親の経済的負担を軽減することにより安心して子育てできる環境を整備するため、県制度の乳幼児等医療費助成事業に加え、江津市独自の制度として対象者の医療費を無料化する。	江津市	
		児童等入院助成事業	児童等の入院に要する経済的負担の軽減を図るために、市内に在住する小中学生の入院時の食事自己負担分を助成する。	江津市	
		高齢者生活福祉センター事業	サービス基盤の脆弱な桜江地域において在宅での生活が困難になった高齢者等に対して居住及びティーサービス等のサービスを提供する高齢者生活福祉センター（指定管理）を設置・運営する。	江津市	
		地域支援事業（地域支援・介護予防・日常生活支援総合事業、地域支援・包括的支援事業、地域支援・任意事業）	高齢者が要介護状態又は要支援状態となることへの予防又は要介護状態等の軽減や悪化防止のため、必要な事業を実施することにより、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	江津市	
		福祉タクシー事業	重度身体障害者等公共交通機関を利用するのが困難な方等の交通手段を確保するため、タクシー券を交付することにより利用助成を行う。	江津市	
		通院交通費助成事業	人工透析並びに精神障がいのある人が通院する場合の経済的負担を軽減するため、当該通院費を補助する。	江津市	
		精神障がい者医療援助事業	精神障がい者の医療費の個人負担の軽減を図るため、精神障がい者が医療を受ける際に必要となる個人負担分の一部を補助する。	江津市	
		健康増進事業	生活習慣病予防のための、健康相談、生活習慣改善指導及び検診等を行う。	江津市	

		<p>こんにちは赤ちゃん事業</p> <p>母子保健事業（不妊治療支援事業）</p>	<p>生後4ヶ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援の必要な家庭に対し適切なサービスを提供する。</p> <p>不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成する。</p>	江津市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域医療支援対策事業 (公的病院支援、産科医等確保対策、地域医療拠点病院支援)</p> <p>地域医療確保対策事業（看護学生修学資金貸付、大学医学部等との連携強化、地域医療を守り育てる普及啓発）</p>	<p>(公的病院支援) 公的病院である済生会江津総合病院は、近年、常勤医師等の医療従事者の不足が常態化してきており、早急な病院経営の改善が必要である。また市内唯一の救急医療機関であるため、その経営においては不採算となる医業収支に対して財政支援を行う。 (産科医等確保対策) 産科医の確保については、産科医師の分娩対応における処遇改善を目的に支払われる「分娩手当」の支給を財政支援し、小児科医の確保については、不在の常勤医師に代わって大学等から派遣される非常勤医師の人事費（交通費を含む）を財政支援して、周産期医療、小児医療を維持・確保する。 (地域医療拠点病院支援) 地域医療拠点病院の指定を受けている済生会江津総合病院と西部島根医療福祉センターの2つの病院が行う看護師の確保及び、医師や看護師等の医療従事者が行う研修等に係る費用を財政支援して、そのスキルアップを図る。</p> <p>地域医療を維持・確保するためには、市内の医療機関で従事する医師・看護師等の医療従事者の確保が堅緊の課題である。このため、看護学生修学資金貸付制度による看護師等の確保、並びに関係大学医学部等との連携強化に努めるなどして、常勤医師等の確保を図る。また、地域医療を守り育てるための啓発活動に取り組む。</p>	江津市	医療の確保のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>学力向上支援員配置事業</p> <p>指導主事配置事業</p> <p>英語指導員（A L T）招致事業</p> <p>学校司書配置事業</p> <p>不登校等支援事業</p> <p>江津市教育研究会助成事業</p> <p>江津市小中学校体育連盟補助事業</p> <p>実用英語技能検定料補助事業</p> <p>読解力育成事業</p> <p>スクールバス運行事業</p>	<p>全ての児童生徒の、学習の充実と自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるため、学力向上支援員を市内全ての小・中学校に配置する。</p> <p>学力育成担当指導主事を配置し、教科全般にわたり教員の授業力向上のための学校訪問を行い、児童生徒の学力育成につなげる。</p> <p>国際化の時代に備え、市内の小中学校及び地域の外国語教育等の充実と改善を図るために、外国から外国語指導助手を招致し、市内小中学校に派遣する。</p> <p>児童生徒の読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運用を図るために、市内の全小中学校に学校司書等を配置する。</p> <p>不登校及び不登校傾向の児童生徒への教育相談や体験活動、学習支援を行い、学校生活への復帰を支援する。</p> <p>江津市教育研究会が、教職員の資質向上及び児童・生徒の健全な育成を目的に計画した事業に対して補助金を交付する。</p> <p>スポーツ活動を通して心身ともに健全な児童生徒の育成を図るとともに、小中学校体育大会（玉江少年体育大会）の円滑な運営を図ることを目的に、江津市小中学校体育連盟に対し補助金を交付する。</p> <p>生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るために、実用英語技能検定を受検する生徒の保護者に対して補助金を交付し、受検の機会を増やすとともに、英語力及び学習意欲の向上を行なう。</p> <p>市内の全小中学校へ新聞の定期購読を実施し、さらに、市内の希望する学校へ視写活動や要約等のための学習ノートを配布し、読解力の基礎を育成する。</p> <p>学校統合を契機として、通学距離が延長した児童・生徒に対し、安全な通学を確保するためスクールバスを運行する。また、社会科や総合的な学習の時間など校外活動等における輸送手段としてスクールバスの臨時運行を行う。</p>	江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市 江津市	教育の振興のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

		ふるさとキャリア教育推進事業	本市のソーシャルキャピタルを豊かにし、地域の活性化を図るために、地域と学校の協働で行われる「ふるさと学習」「キャリア教育」を支援し、将来、江津市を担う人材の育成とともに、地域の人材育成と学びを媒体とした学校・家庭・地域・企業のつながりを創造する。	江津市	
		社会体育団体育事業	統合型地域スポーツクラブ・体育協会・スポーツ少年団等を育成・支援し、その活動を支援することで、市民がスポーツ（運動）を通じて毎日をいきいきと暮らし、健康寿命を高める効果を醸成する。	江津市	
		図書館資料整備事業	あらゆる情報を一箇所で提供するワンストップサービス機能と課題解決支援機能の充実により図書館としての機能を高めるため、図書、図書資料を整備する。	江津市	
		人権教育推進事業	人権尊重、自由平等の精神を基盤に人権・同和問題を正しく理解し、市民一人ひとりが、自らの課題として捉え、早期解決が図られるよう「差別しない」「差別させない」「差別は許さない」の心情と態度を育てる。	江津市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	小さな拠点づくり推進事業	住み続けられる地域を実現するため、複数の地域コミュニティの協働により生活機能を維持・確保する仕組みを作る。	江津市	集落の整備のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域コミュニティ活性化事業 (地域コミュニティ実践事業)	地域コミュニティ組織が設立された地区に対し、「地域づくり計画」に沿った事業実施を行うため、交付金を交付する。(基金事業)	江津市	
		地域コミュニティ活性化事業 (地域コミュニティ活動促進事業)	地域の課題や解決策について、外部人材（大学教授等）をアドバイザーとして派遣し、話し合いの場を持つことで、気付きや新たな発想の機会を提供する。また、まちづくりに対する理解促進のための研修会を実施する。	江津市	
		地域コミュニティ活性化事業 (地域マネージャー配置事業)	まちづくり活動を支援するため、地域マネージャーを配置することによって、人的サポートを行う。(基金事業)	江津市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護事業	本市の埋蔵文化財の発掘・調査及び歴史的文化財の保護・継承に努める。	江津市	地域文化の振興等のために行う当該事業は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		景観まちづくり推進事業 (赤瓦景観まちづくり推進事業)	地域の地場産業である石州赤瓦は、地域の重要な文化的景観を形成している。赤瓦景観を主体にした歴史と文化を活かした景観まちづくりを推進し、誇りと愛着の持てるまちづくりを推進する。	江津市	

江津市過疎地域持続的発展計画

発行日／令和3(2021)年12月

第一次改訂／令和5(2023)年3月

第二次改訂／令和6(2024)年3月

第三次改定／令和7(2025)年3月

発行／島根県江津市

〒695-8501 島根県江津市江津町1016番地4

TEL 0855-52-2501(代)

E-mail zaisei@city.gotsu.lg.jp

URL <http://www.city.gotsu.lg.jp/>